

シタル爲當該爲替ノ轉送ヲ請求セントスルトキハ差出人ノ宿所氏名、受取人ノ新舊宿所及氏名ヲ記載シタル轉送請求書ニ當該爲替證書ヲ添へ之ヲ郵局ニ差出し且當該爲替金受領證書ヲ呈示スヘシ

前項ノ轉送請求ニ對シテハ日本國郵政廳ニ於テ第六十二條ノ例ニ依リ之カ手續ヲ爲スモノトス

日本國ト第三國トノ間ノ通常爲替料金及該第三國名ハ別ニ之ヲ佈告ス

第六十四條 第六十一條及第六十二條ノ規定ハ第三國差出ニ係ル滿洲國宛爲替ノ受取人其ノ宿所ヲ日本國ニ變更シタル爲受取人又ハ振出人ニ於テ當該爲替ノ轉送ヲ請求セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 第六十一條及第六十二條ノ規定ハ第三國振出ニ係ル日本國宛爲替ノ受取人其ノ宿所ヲ滿洲國ニ變更シタル爲受取人ニ於テ當該爲替ノ轉送ヲ請求セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第六十六條 前條ニ依リ轉送ヲ受ケタル通常爲替證書ハ拂渡郵局ヨリ書留郵便ヲ以テ之ヲ受取人ニ送達ス

第六十七條 第三十六條乃至第三十八條及第五十六條ノ規定ハ日本國內國爲替ノ差出人又ハ受取人其ノ宿所ヲ滿洲國ニ變更シタル爲當該爲替ノ轉送ヲ請求セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第六十八條 日本國ノ媒介ニ依リ滿洲國ト間接ニ爲替ノ交換スル場合ニ於ケル爲替ニ在リテハ當該第三國トノ條約ニ從ヒ所定ノ表示貨幣ニ、第三國振出ノモノニ在リテハ日本國通貨ニ換算ノ上新ニ通常爲替ノ振出ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於ケル媒介手数料ハ日本國郵政廳ニ於テ送付スヘキ金額中ヨリ之ヲ控除ス

第七十一條 日本國ノ媒介ニ依リ滿洲國ト間接ニ交換スル

國ニ變更シタル爲當該爲替ノ轉送ヲ請求セントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ依リ轉送ヲ爲シタル爲替ハ之ヲ日滿爲替ト看做ス

第六章 爲替ノ媒介

第六十八條 日本國ノ媒介ニ依リ滿洲國ト間接ニ爲替ノ交換ヲ爲ス第三國ニ宛テ爲替ノ振出ヲ請求セントスル者ハ通常爲替振出請求書ニ爲替金額並ニ「ラテン」文字ヲ以テ差出人及受取人ノ宿所氏名ヲ詳細ニ記入シ之ニ爲替金額ニ相當スル現金及爲替料金ヲ添へ郵局ニ差出し爲替金受領證書ヲ受取ルヘシ

第六十九條 日本國ノ媒介ニ依リ通常爲替證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ拂渡郵局ヨリ書留郵便ヲ以テ之ヲ受取人ニ送達ス

第七十條 前二條ノ場合ニ於ケル爲替金ハ日本國郵政廳ニ於テ滿洲國振出ノ爲替ニ在リテハ當該第三國トノ條約ニ從ヒ所定ノ表示貨幣ニ、第三國振出ノモノニ在リテハ日本國通貨ニ換算ノ上新ニ通常爲替ノ振出ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於ケル媒介手数料ハ日本國郵政廳ニ於テ送付スヘキ金額中ヨリ之ヲ控除ス

第七十一條 日本國ノ媒介ニ依リ滿洲國ト間接ニ交換スル

爲替ノ交換國名、媒介手数料、表示貨幣及最高額ハ別ニ之ヲ佈告ス

第七十二條 第二十條乃至第三十九條、第四十條第二項、第四十條第三項、第四十一條及第四十二條ノ規定ハ日本國ノ媒介ニ依リ第三國ト間接ニ交換スル爲替ニ之ヲ準用ス

第七十三條 本令ハ康德三年一月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

康德元年交通部令第二十四號暫行日滿郵便爲替規則及康德元年交通部令第二十八號日滿小爲替規則ハ之ヲ廢止ス

第七十四條 本令施行前發行シタル日滿爲替券及日滿小爲替證書ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替ノ取扱方ニ關スル規則及取極

暫行滿華爲替規則

(康德二年一月十四日)

第一章 總 則

第一條 滿洲國ト中華民國トノ間ニ交換スル通常爲替ハ之ヲ滿華爲替ト稱ス

第二條 滿華爲替ノ取扱ヲ爲ス郵局ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條 滿華爲替ノ取扱郵局ハ左ノ三種ニ分ツ

甲 同一日ニ於テ同一人ニ振出又ハ拂渡ヲ爲スヘキ爲替金額ヲ百圓ヲ以テ限トスルモノ

乙 同一日ニ於テ同一人ニ振出又ハ拂渡ヲ爲スヘキ爲替金額ヲ四百圓ヲ以テ限トスルモノ

丙 同一日ニ於テ同一人ニ振出又ハ拂渡ヲ爲スヘキ爲替金額ヲ四百圓ヲ以テ限トスルモノ

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替ノ取扱方ニ關スル規則及取極

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替

ノ取扱方ニ關スル規則及取極
替金額ヲ八百圓ヲ以テ限トスルモノ
前項甲乙丙ノ郵局區別ハ別ニ之ヲ告示ス
第四條 滿華爲替ノ金額ニハ分位未滿ノ端數ヲ附スルコト
ヲ得ス

前項ノ期間内ニ拂渡ノ請求ナキ爲替ハ之ヲ振出國ニ返戻
ス
第九條 滿華爲替ノ拂渡期間ハ其ノ爲替券發行ノ日ヨリ一
年トス
滿華爲替ノ差出人前項ノ期間ヲ經過シ其ノ爲替金ノ拂戻
ヲ請求セントスルトキハ交通部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 滿華爲替一口ノ爲替料ハ左ノ如シ

- 十 圓 迄 一角五分
- 二十圓 迄 二角五分
- 三十圓 迄 三角五分
- 五十圓 迄 五角五分
- 百 圓 迄 一 圓
- 百五十圓 迄 一圓五角

以上五十圓又ハ其ノ端數毎ニ四角ヲ加徴ス

第六條 滿華爲替ノ金額ハ相互ニ振出國幣ヲ以テ表示ス

第七條 滿華爲替到着シタルトキハ到着ノ日ノ換算割合ニ
依リ拂渡郵局ニ於テ之ヲ國幣ニ換算ス

前項換算ニ當リ分位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切
捨ツ第一項ノ換算割合ハ交通部大臣市場相場ヲ參酌シテ
之ヲ定ム

第八條 滿華爲替ノ拂渡期間ハ其ノ爲替券發行ノ日ヨリ六
月トス

第十條 滿華爲替ノ差出人爲替金ノ拂渡ヲ請求セントス
ルトキハ爲替券ノ裏面相當額ニ記名調印ノ上之ヲ拂渡郵
局ニ差出シ爲替金ヲ受領スヘシ此ノ場合郵局ハ受取人ノ
眞偽ヲ調査スル爲受取人ヲシテ當該爲替券封入ノ封皮ヲ
呈示セシメ又ハ必要ナル證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ
旅行者ニシテ自己振出ノ爲替券ヲ提出シ爲替金ノ拂渡ヲ
請求セントスルトキハ爲替金受領證書ヲ呈示スヘシ
第十三條 前條ノ場合其ノ爲替券ノ半幅爲替印紙カ脱落セ
ルトキハ之カ拂渡ヲ爲サス但シ之カ拂渡ヲ認可シタルト
キハ此ノ限ニ在ラス

第三章 拂 戻

第十四條 第八條第一項ニ定ムル拂渡期間内ニ拂渡ノ請求
ナカリシ事由ヲ以テ名宛國ヨリ返戻セラレタル滿華爲替
ハ振出郵局ヨリ其ノ旨差出人ニ通知ス
滿華爲替ノ差出人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ振出郵局
ニ就キ爲替金拂戻ノ請求ヲ爲スヘシ此ノ場合爲替券裏面
ニ記名調印ノ上爲替金受領證書ト共ニ差出シ爲替金ヲ受
領スヘシ

第十五條 滿華爲替ノ差出人第八條第一項ニ定ムル期間内
ニ爲替金ノ拂戻ヲ請求セントスルトキハ爲替金受領證書
滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替
ノ取扱方ニ關スル規則及取極

第十六條 滿華爲替ノ差出人爲替券ヲ亡失毀損若ハ汚斑シ
タル場合ニ於テ爲替金ノ拂戻ヲ請求セントスルトキハ前
條第一項ノ例ニ依リ請求書ヲ振出郵局ニ差出スヘシ但シ
第八條第一項ノ定ムル期間内ニ拂戻ヲ請求セントスルト
キハ其ノ料金ハ二角トス
前項ノ場合ニ於テ毀損汚斑ノ爲替券アルモノハ之ヲ請求
書ニ添付スヘシ

第十七條 前條ノ請求ニ對シテハ其ノ爲替金ノ未拂ナルコ
トヲ確認シタル上振出郵政廳ニ於テ再度爲替券ヲ發行シ
之ヲ差出人ニ送達ス
差出人前項ノ再度爲替券ノ送達ヲ受ケタルトキハ之ニ記
名調印シ滿華爲替金受領證書ト共ニ之ヲ振出郵局ニ差出
シ爲替金ノ拂戻ヲ受クヘシ

第十八條 滿華爲替ノ差出人爲替券ヲ亡失毀損若ハ汚斑シ
タル場合ニ於テ爲替金ノ拂戻ヲ請求セントスルトキハ前
條第一項ノ例ニ依リ請求書ヲ振出郵局ニ差出スヘシ但シ
第八條第一項ノ定ムル期間内ニ拂戻ヲ請求セントスルト
キハ其ノ料金ハ二角トス
前項ノ場合ニ於テ毀損汚斑ノ爲替券アルモノハ之ヲ請求
書ニ添付スヘシ

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替

第十八條 爲替金ヲ拂戻ス場合ニ於テハ其ノ金額ハ振出ノ際拂込ヲ受ケタル金額トス

第四章 再度爲替券

第十九條 滿華爲替ノ差出人又ハ受取人爲替券ヲ亡失毀損汚斑シタルトキハ再度爲替券ヲ請求スルコトヲ得

第二十條 前條ノ請求ヲ爲サントスル者ハ其ノ請求書ニ料金一角ニ相當スル郵便切手ヲ添ヘ尙ホ毀損若ハ汚斑ニ係ル爲替券アルトキハ之ト共ニ振出又ハ拂渡郵局ニ差出スヘシ此ノ場合差出人ハ滿華爲替金受領證書ヲ呈示シ受取人ハ相當保證人ヲ立ツルコトヲ要ス

第二十一條 再度爲替券ハ當該爲替ノ拂渡又ハ拂戻ナキコトヲ確認シタル上之ヲ發行シ郵便ニ依リ請求人ニ送達ス

第五章 拂渡濟通知

第二十二條 滿華爲替ノ差出人爲替振出ノ際郵便ニ依ル爲替金拂渡濟通知ヲ請求セントスルトキハ料金六分ニ相當スル郵便切手ヲ差出スヘシ此ノ場合ハ拂渡濟通知書用紙ヲ差出人ニ交付ス

差出人前項拂渡濟通知書用紙ヲ受ケタルトキハ之ヲ爲替券ニ添附シ第十一條第二項ニ依リ受取人ニ送達スヘシ

第二十三條 拂渡濟通知ノ請求アル滿華爲替ヲ名宛國ニ於

テ拂渡シタルトキハ拂渡郵局ノ證明及受取人ノ記名調印アル拂渡濟通知書ヲ振出郵局經由差出人ニ送達ス

第二十四條 滿華爲替ノ受取人拂渡濟通知ヲ要スル爲替金ヲ受領シタルトキハ當該爲替券ニ添附シアル拂渡濟通知書用紙ニ記名調印ノ上之ヲ拂渡郵局ニ差出スヘシ

第二十五條 滿華爲替ノ差出人ハ爲替振出後ニ於テ郵便ニ依ル爲替金ノ拂渡濟通知ノ請求ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ爲替金受領證書ヲ呈示シ且其ノ請求書ニ料金一角二分ニ相當スル郵便切手ヲ貼付シ之ヲ振出郵局ニ差出スヘシ

第六章 轉送

第二十六條 滿華爲替ノ受取人其ノ居所ヲ日本業務管轄區域内ニ變更シタル場合ニ於テ差出人又ハ受取人ハ該爲替ノ日本業務振出ニ係ル日支爲替ノ受取人其ノ居所ヲ滿洲國內ニ變更シタル場合亦同シ

前二項ノ轉送ハ新爲替券ヲ以テ之ヲ爲シ該爲替ニ關スル料金ハ送付スヘキ金額ヨリ之ヲ控除スルモノトス

第二十七條 本規則ハ康德二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲國ト獨逸國間ニ交換スル

通常郵便爲替ノ取扱方ニ關スル件

(康德二年十月一日)

一 表示貨幣

爲替ノ金額ハ振出振込共獨逸國通貨「ライヒスマルク」(Reichs Mark) 及「ペンニツカ」(Pfennig) ヲ以テ之ヲ表示ス

二 最高額

爲替一口ノ最高額ハ獨逸國通貨八百「ライヒスマルク」トス

三 取扱局

取扱局ハ別ニ之ヲ告示ス

四 料金

爲替一口毎ニ一角及爲替金額十圓迄毎ニ五分トス

五 其ノ他ノ事項

本令ニ規定ナキ事項ニ付テハ暫行日滿郵便爲替規則ノ規定ヲ準用ス

附 則

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替ノ取扱方ニ關スル規則及取扱

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓令了知事項

一 振出

爲替ノ振出ヲ請求スル者アルトキハ國際郵便爲替振出請求書用紙(日滿郵便爲替振出請求書用紙ヲ適宜修補シ代用スヘシ)ヲ與ヘ爲替金額(獨逸國貨「ライヒスマルク」及「ペンニツカ」)差出人及受取人ノ住所氏名(ラテン文字ヲ以テ詳細ニ記入スヘシ)及特殊取扱ヲ要スルモノハ其ノ旨夫々各相當欄ニ記載差出サシメタル上日滿爲替振出ノ例ニ依リ相當手續ヲ爲スヘシ但シ振出請求書ハ總テ交通部郵務司ニ送付スヘシ

二 到着

交通部郵務司ヨリ國際郵便爲替券ニ國際郵便爲替到着通知書ヲ添ヘ送付シ來リタルトキハ日滿爲替到着ノ例ニ依リ爲替券ヲ受取人ニ送付シ相當手續ヲ爲スヘシ

三 拂渡

爲替金ノ拂渡ヲ請求スル者アルトキハ國際郵便爲替券ノ相當欄ニ記名調印シ差出サシメタル上日滿爲替拂渡ノ例ニ依リ拂渡手續ヲ爲スヘシ

四 交換事務

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替

滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替

一三二

ノ取扱方ニ關スル規則及取扱
爲替ノ交換事務ハ交通部郵務司ニ於テ之ヲ行フ從ツテ爲
替券ノ發行、到着爲替ノ換算對外國事故處理等ハ同司ニ
於テ之ヲ取扱フ

五 換算割合

換算割合ハ滿華爲替通報ノ例ニ依リ通報ス

六 日締計算

日締計算ニ關シテハ日滿爲替ト合同計理スヘシ

七 式紙

式紙等ハ凡テ日滿爲替用ノモノヲ適宜修補ノ上使用スヘシ

八 其ノ他ノ事項

本訓令ニ規定ナキ事項ニ就テハ總テ日滿爲替ノ例ニ依リ
處理シ尙不明ノ廉アルトキハ交通部郵務司ニ照會シ其ノ
回答ヲ俟ツテ處理スヘシ

滿洲國ト波蘭國間ニ日本國ノ

媒介ニ依リ通常郵便爲替ノ交

換開始ニ關スル件

(康德二年十一月十一日)

一 波蘭國宛振出及同國來爲替ノ取扱ハ日本國宛振出及同

國來爲替ノ例ニ依ルコト

二 差出人及受取人ノ宿所氏名ハ「ラテン」文字ヲ以テ記載
スルコト

三 爲替券ハ其ノ上部ニ「媒介爲替」又ハ「Through order」
ト記載シ日本國貯金局ニ書留郵便ヲ以テ送付スルコト

四 週間爲替目録ニハ媒介爲替記載ノ部備考欄ニ「媒介爲
替」又ハ「Through order」ト記載スルコト

其ノ他ノ式紙及帳簿ニハ當該爲替記載ノ部備考欄又ハ餘
白ニ「接轉滙兌」ト記載スルコト

五 取扱方不明ノ事項ニ付テハ所轄郵政管理局又ハ交通部
郵務司ニ照會シ其ノ回答ヲ俟テ處理スルコト

條 件

一 滿洲國ヨリ振出ノ場合ハ日本國ニ於テ爲替金額(日本
國通貨)ヲ英國通貨磅、志、片(Pound, Shilling, Pen-
ce)ニ換算シ媒介手数料ヲ控除シタル上新ニ「ポーラン

ド」國宛通常爲替ノ振出ヲ爲ス

二 「ポーランド」國ヨリ振出サレタル爲替(「ギーランド」
國振出日本國宛爲替ノ表示貨幣ハ英國通貨)ハ日本國ニ
於テ爲替金額ヨリ媒介手数料ヲ控除シタル上新ニ滿洲國

宛通常爲替ノ振出ヲ爲ス

三 媒介手数料ハ第一項ノ場合ニ於テハ爲替一口ニ付英貨
一片及爲替金額ノ四百分ノ一ニ相當スル額、第二項ノ場
合ニ於テハ爲替金額ノ千分ノ一ニ相當スル額トス

國通貨五「セント」及爲替金額ノ四百分ノ一ニ相當スル額
第二項ノ場合ニ於テハ爲替金額ノ千分ノ一ニ相當スル額
トス

滿洲國ト香港間ニ日本國ノ媒
介ニ依リ通常爲替ノ交換開始
ニ關スル件

(康德二年十一月二十六日)

今般日本國ノ媒介ニ依リ香港ト通常爲替ノ交換ヲ開始スル

コトトナリ其ノ交換條件等佈告セラレタル處本爲替ニ付テ
ハ本年十一月十一日交通部訓令日本國ノ媒介ニ依リ「ポー
ランド」國ト通常爲替交換開始ノ件ニ準シ處理スヘシ

滿洲國ト和蘭國間ニ日本國ノ
媒介ニ依リ通常爲替ノ交換開
始ニ關スル件

(康德二年十一月十九日)

一 滿洲國ヨリ振出ノ場合ハ日本國ニ於テ爲替金額(日本
國通貨)ヲ和蘭國通貨「フロリン」(Florin)及「セント」
(Cent)ニ換算シ媒介手数料ヲ控除シタル上新ニ和蘭國
宛通常爲替ノ振出ヲ爲ス

一 和蘭國ヨリ振出サレタル爲替(和蘭國振出日本國宛爲
替ノ表示貨幣ハ日本國通貨)ハ日本國ニ於テ爲替金額ヨ
リ媒介手数料ヲ控除シタル上新ニ滿洲國宛通常爲替ノ振
出ヲ爲ス

三 媒介手数料ハ第一項ノ場合ニ於テハ爲替一口ニ付和蘭
滿洲國ト中華民國、獨逸國、波蘭國、和蘭國並ニ香港間ニ交換スル通常爲替
ノ取扱方ニ關スル規則及取扱

滿洲國改訂輸出入關稅率

庚德元年十一月十四日公布
同 年同月二十二日施行

新輸入稅率

第一類 綿及同製品

本類中捺染ナル名稱ハ仕上ノ如何ニ係ラス顏料固着法、直接捺染法、蒸染法、拔染法、型付浸染法、防染引染法、金粉捺染法ニ依ルモノヲ包含スルモノトス

稅番	品名	單位	稅率
一	生地綿織物生地ノ金巾(シヤ一)及粗布(シ一)テイ ンク)及粗布(シ一)テイ ンク)幅四十吋長四十一碼ヲ超 エサルモノ	(每)	(圓)
	(甲)重量七封度ヲ超エサルモノ	反	〇・八〇
	(乙)重量七封度ヲ超エ九封度ヲ 超エサルモノ	反	一・一〇
	(丙)重量九封度ヲ超エ十一封度 ヲ超エサルモノ	反	一・二〇
△二	生地ノ金巾(シヤ一)テイ ンク)及		

粗布(シ一)テイ ンク)幅四十吋 長四十一碼ヲ超 エサルモノニシ テ一時平方内ニ 於ケル糸數百十 ヲ超ユルモノ	反	一・二五
(甲)重量十一封度ヲ超エ十二封 度半ヲ超エサルモノ	反	一・三〇
(乙)重量十二封度半ヲ超エ十五 封度半ヲ超エサルモノ	反	一・四五
(丙)重量十五封度半ヲ超ユルモ ノ	反	一・四五
△三 生地ノ金巾(シヤ一)テイ ンク)及粗布(シ一)テイ ンク)幅四十吋長 四十一碼ヲ超 エサルモノニシ テ一時平方内ニ 於ケル糸數百十 ヲ超ユルモノ	反	一・四五
(甲)重量十一封度ヲ超エ十五封 度半ヲ超エサルモノ	反	一・一五
(乙)重量十五封度半ヲ超ユルモ ノ	反	一・四〇
四 生地ノ雲齊布(ドリル)及細綾木		

五

綿(シ一)三枚又ハ四枚綜絢ヲ 用キタルモノニシテ幅三十一吋 長三十二碼ヲ超エサルモノ	反	一・〇五
生地ノ雲齊布(ドリル)及細綾木 綿(シ一)三枚又ハ四枚綜絢ヲ 用キタルモノニシテ幅三十一吋 長四十二碼ヲ超エサルモノ	反	一・四〇
(甲)重量十二封度四分ノ三ヲ超 エサルモノ	反	一・二五
(乙)重量十二封度四分ノ三ヲ超 ユルモノ	反	一・二五

六

生地ノ天竺木綿幅三十四吋長二 十五碼ヲ超エサルモノ	反	〇・八五
(甲)重量七封度ヲ超エサルモノ	反	〇・九〇
(乙)重量七封度ヲ超ユルモノ	反	〇・九〇

△七

生地ノ天竺木綿幅三十四吋ヲ超 エ三十七吋ヲ超エス長二十五碼 ヲ超エサルモノ	反	一・〇〇
---	---	------

△八

生地ノ大尺布幅二十四吋ヲ超 エサルモノ	反	一・五〇
------------------------	---	------

△九

生地ノ綿「フランネル」又ハ「フ ランネレット」、平織又ハ綾織ノ モノ	反	一・五〇
(甲)幅三十二吋四分ノ三長三十 一碼ヲ超エサルモノ	反	一・七五
(乙)幅三十二吋四分ノ三ヲ超エ 四十吋ヲ超エス長三十一碼ヲ超 エサルモノ	反	一・七五
一〇 生地ノ綿「カンヅアス」及「ゲ ツク」	從價	二〇%
一一 別號ニ掲ケサル生地ノ綿織 物	從價	二〇%
(甲)紋織ノモノ	從價	一七・五%
(乙)ソノ他	從價	一七・五%

△一二

漂白又ハ染色綿織物、漂泊シ タル無地織ノ金巾(シヤ一)テイ ンク)及粗布(シ一)テイ ンク)	反	一・五五
(甲)幅三十七吋長四十二碼ヲ超 エサルモノ	反	一・五五
(乙)幅四十一吋ヲ超エ四十四吋	反	一・五五

ヲ超エス長四十八碼ヲ超エサルモノ	反	一・九〇
一三 漂白シタル「アイリツシユ」幅三十七吋長四十二碼ヲ超エサルモノ	反	一・八五
一四 漂白シタル雲齋布(ドリル)及細綾木綿(ジーン)三枚又ハ四枚綜統ヲ用キタルモノニシテ幅三十一吋長三十二碼ヲ超エサルモノ	反	一・二〇
一五 漂白シタル雲齋布(ドリル)及細綾木綿(ジーン)三枚又ハ四枚綜統ヲ用キタルモノニシテ幅三十一吋長四十二碼ヲ超エサルモノ	反	一・六〇
一六 漂白シタル天然木綿及「メキシカン」幅三十二吋長二十五碼ヲ超エサルモノ	反	〇・六五
(甲)重量五封度四分ノ一ヲ超エサルモノ		

(乙)重量五封度四分ノ一ヲ超エサルモノ	反	一・〇〇
一七 「アイミテイー」、「ビケ」、「ウエストイニング」、「クキルテイニング」及「ベツドフオード・コード」漂白シタルモノニシテ幅三十吋長三十碼ヲ超エサルモノ	反	二・一〇
一八 「ケムブリツク」、「ローン」、「モスリン」、「ネーンスツク」、「マル」、「ジアコホツトウキクトリア・チエツク」、「スキス・チエツク」、「ラベツト」、「リムブリツク」、單摺糸ノミノ「プロケード」及別號ニ掲ケサル金巾(シヤータイニング)漂白又ハ染色シタルモノ無地織タルト否トヲ別タス)	反	二・一〇
一九 漂白又ハ染色シタル「リノ」幅三十一呎長三十碼ヲ超エサルモノ	反	一・五五
從價 二二・五%		

二〇 漂白又ハ染色シタル「リノ」ロケード

從價 二二・五%

△二一 染色シタル無地織ノ金巾(シヤータイニング)粗布(シータイニング)及「ボンジー」	反	一・二〇
(甲)幅三十吋長三十三碼ヲ超エサルモノ	反	一・六五
(乙)幅三十吋ヲ超エサルモノニシテ長三十三碼ヲ超エ四十三碼ヲ超エサルモノ	反	一・三五
(丙)幅三十六吋長二十一碼ヲ超エサルモノ	反	一・九〇
(丁)幅三十六吋ヲ超エサルモノニシテ長二十一碼ヲ超エ三十三碼ヲ超エサルモノ	反	二・三〇
(戊)幅三十六吋ヲ超エサルモノニシテ長三十三碼ヲ超エ四十三碼ヲ超エサルモノ		

△二三 染色シタル天然木綿、押型ヲ附シタル「カントン」、「アルパシ」及「眞染又ハ擬染紅木綿(ダイキー、レッド)幅三十二吋長二十五碼ヲ超エサルモノ	反	一・一五
(甲)重量三封度四分ノ一ヲ超エサルモノ	反	一・六五
(乙)重量三封度四分ノ一ヲ超エ五封度四分ノ一ヲ超エサルモノ	反	〇・七五
(丙)重量五封度四分ノ一ヲ超エサルモノ	反	〇・六五
二四 漂白、染色又ハ捺染シタル「マセライズド・クリムプ」(無地織タルト否トヲ別タス)幅三十	反	一・〇五

△三二 染色シタル無地織ノ雲齋布(ドリル)及細綾木綿(ジーン)三

滿洲國改訂輸出入關稅率

二吋長三十二碼ヲ超エサルモノ	反	二・七五
二五 漂白又ハ染色又ハ捺染シタル 「オートミール・クレープ」(無地 織タルト否ト別タス) 幅三十 三吋長三十三碼ヲ超エサルモノ	反	一・四〇
△二六 生地、漂白、染色又ハ糸染ノ 縮縮(「オートミール・クレープ」 ヲ含マス)	從價	二二・五%
△二七 「ラストイング」、「サタイー ン」、「イターリアン」、「イミテー シヨン・ヴェニシアン」、(緯縞 子)、「テンシン・トウキル」、「ピ ートリス・トウキル」、「ダイアゴ ナル・トウキル」、「ヘリングボー ン・トウキル」、「ギヤバーディ ン」、「サージ」、「リツプ」、「コー ド」、「ホプリン」ヲ含マス、「レツ プ」及「モリオン」、漂白又ハ染色 シタルモノニシテ幅三十三吋長 三十三碼ヲ超エサルモノ(無地		

織タルト否ト別タス)	反	一・六〇
(甲)無地織ノ「サージ」	反	二・四五
(乙)無地織ノ「ギヤバーディン」	反	二・四五
(丙)ソノ他	反	二・六五
(一)紋織ノモノ	反	一・九〇
(二)ソノ他	反	一・九〇
△二八 「サタイーン・ドリル」、經縞子 及緯縞縞子(サタイーン・スラ イプ) 漂白又ハ染色シタルモノ ニシテ幅三十三吋長三十三碼ヲ 超エサルモノ(無地織タルト否 ト別タス)	反	一・五五
(甲)五枚綜紵ヲ超エサルモノ	反	一・九〇
(乙)ソノ他	反	一・九〇
△二九 漂白又ハ染色シタル無地織ノ 「ホプリン」(「ホプリン」ヲ含マス) 及「イミテーシヨン・ホプリン」 ヲ含ム)及「ヴェニシアン」、幅 三十一吋長三十三碼ヲ超エサル モノ		

(甲)「ボプリン」	反	一・七〇
(一)經糸ニ單撚糸ノミヲ用ヒタ ルモノ	反	二・〇五
(二)ソノ他	反	三・二五
(乙)「ヴェニシアン」	從價	二五%
△三〇 漂白又ハ染色シタル紋織ノ 「ボプリン」(「ボプリン」ヲ含マス) ヲ含ム)及「ヴェニシアン」	從價	二五%
△三一 平織又ハ綾織ノ綿「フランネ ル」又ハ「フランネレット」、漂白 染色、捺染又ハ糸染シタルモノ (甲)幅二十五吋長十五碼ヲ超エ サルモノ	反	〇・七〇
(乙)幅二十五吋ヲ超エ三十吋ヲ 超エス長三十一碼ヲ超エサルモ ノ	反	一・三五
(丙)幅二十五吋ヲ超エ三十吋ヲ 超エス長四十八碼ヲ超エサルモ ノ	反	二・〇五
(丁)幅三十吋ヲ超エ三十六吋ヲ		

超エス長三十一碼ヲ超エサルモ ノ	反	一・六五
三二 染色シタル綿「スバニツシユ・ ストライプ」幅三十二吋長十碼 ヲ超エサルモノ	反	一・五〇
三三 畝織天鵞絨、畝織「ヴェルヴェ ティン」及「コール」天各種(「パ イル」ヲ切りタルト否ト別タ ス)	從價	二九・九〇
三四 別號ニ掲ケサル綿「パイル」織 物各種(「パイル」ヲ切りタルト 否ト別タス)	從價	二〇%
(甲)「テリー・パイル」 クローズ	從價	二五%
(乙)ソノ他	從價	二〇%
三五 漂白又ハ染色シタル綿「カン グアス」及「ダック」	從價	二〇%
△三六 別號ニ掲ケサル漂白又ハ染色 綿織物		
(甲)平織ノモノ		

滿洲國改訂輸出入關稅率

(一)大尺布幅二十四吋ヲ超エサルモノ
(二)ソノ他
(乙)紋織ノモノ
(丙)ソノ他

擔 一四・六五
從價 二〇%
從價 二二・五%
從價 二〇%

三七 「ケムブリツク」、寒冷紗、(ロ
ーン)「モスリン」、「ボンジー」金
巾(シヤードイニング)粗布(シー
ディング)(天竺木綿、「ブルー・エ
ンド・ホワイト」ト稱スルモノヲ
含ム)及「レツプ」(「レツプクレ
ト」ニテラ合マス)捺染シタルモ
ノ
(甲)金巾(シヤードイニング)粗布
(シードイニング)「ボンジー」及天
竺木綿
(一)幅三十吋長十二碼ヲ超エサ
ルモノ
(イ)一時平方内ニ於ケル糸數百
二十五ヲ超エサルモノ

反 〇・三〇

一四〇

(ロ)ソノ他
(二)幅三十吋ヲ超エサルモノニ
シテ長十二碼ヲ超エ三十三碼ヲ
超エサルモノ

反 〇・五〇

(イ)一時平方内ニ於ケル糸數百
二十五ヲ超エサルモノ
(ロ)ソノ他
(乙)ソノ他
三八 雲齊布(ドリル)細綾木綿(ジ
ーン)「サージ」、「ギヤバーディ
ン」、「ダイアゴナル・トウキル」、
「トウキル・クレト」ニ及「シ
レシア」捺染シタルモノ
(甲)雲齊布(ドリル)及細綾木綿
(ジーン)幅三十一吋長三十二碼
ヲ超エサルモノ
(乙)「サージ」幅三十一吋長三十
二碼ヲ超エサルモノ
(丙)ソノ他

反 〇・六五
反 一・二五
從價 二二・五%

反 一・一五
從價 二二・五%
從價 二二・五%

△三九 捺染シタル綿縮

四〇 捺染シタル「サテイーン・ド
リル」幅三十一吋長三十三碼ヲ
超エサルモノ

反 一・九〇

四一 縞子(サテイーン)「サテイネ
リット」、「アロケード」、「イター
リアン・ダマスク」、「ヴェニージ
アン」、「ラステイニング」、「ビー
トリス・トウキル」、「コード・モ
リーン」及「グオイル」捺染シタ
ルモノニシテ幅三十二吋長三十
碼ヲ超エサルモノ

反 一・七五

四二 捺染シタル「ポプリン」、「ポ
リン・タフタ」及「イミテーシヨ
シ、ポプリン」ヲ含ム)幅三十一
吋長三十三碼ヲ超エサルモノ
(甲)縞糸ニ單撚糸ノミヲ用キタ
ルモノ
(乙)ソノ他
四三 別號ニ掲ケサル捺染綿織物
(甲)平織ノモノ

反 一・七五
反 二・一〇
從價 二〇%

(乙)紋織ノモノ
(丙)ソノ他

從價 二二・五%
從價 二二・五%

四四 別號ニ掲ケサル糸染綿織物

(甲)平織ノモノ
(一)「ポプリン」、「ポプリンタフ
タ」及「イミテーシロン・ポプリ
シ」ヲ含ム)幅三十一吋長三十
三碼ヲ超エサルモノ
(イ)縞糸ニ單撚糸ノミヲ用ヒタ
ルモノ
(ロ)ソノ他
(ニ)ソノ他
(乙)紋織ノモノ
(丙)ソノ他

反 一・八〇
反 二・一五
從價 二二・五%
從價 二二・五%
從價 二五%

(一)雲齊布(ドリル)及細綾木綿
(ジーン)
(イ)一時平方内ニ於ケル糸數百
三十ヲ超エサルモノニシテ幅三
十一吋長三十二碼ヲ超エサルモ
ノ

反 〇・七五

滿洲國改訂輸出入關稅率

滿洲國改訂輸出入關稅率

(ロ) 一吋平方内ニ於ケル糸數百 三十ヲ超ユルモノ	從價 二二・五%
(二) 「サーシ」幅三十一吋長三十 二碼ヲ超エサルモノ	反 一・七〇
(三) 「ギヤバーティン」幅三十一 吋長三十二碼ヲ超エサルモノ	反 二・五五
(四) ソノ他	從價 二二・五%
四五 護膜ヲ用キタル防水布	從價 二〇%
△四六 別號ニ掲ケサル綿織物	從價 二二・五%
四七 棉花、綿糸、綿織糸及他ニ掲 記セサル綿製品棉花	擔 四・三〇
四八 屑綿及屑綿織糸	擔 一・六〇
四九 中入綿	擔 三・六五
五〇 襪襪	從價 五%
五一 綿織物	
(甲) 生ノモノ (摺合シタルト否 トヲ別タス)	
(一) 十七番手ヲ超エサルモノ	擔 一〇・二五
(二) 十七番手ヲ超エ二十三番手 ヲ超エサルモノ	擔 一〇・九〇

一四二

(三) 二十三番手ヲ超エ三十五番 手ヲ超エサルモノ	擔 一五・〇〇
(四) 三十五番手ヲ超エ四十五番 手ヲ超エサルモノ	擔 一五・五五
(五) 四十五番手ヲ超ユルモノ	從價 二〇%
(乙) ソノ他	從價 二〇%
五二 綿糸	
(甲) 纏糸、糸卷又ハ「ゴツブレ」ニ 卷キタルモノ	
(一) 雙懸糸又ハ三懸糸ニシテ長 五十碼ヲ超エサルモノ	哥 〇・五五
(二) 六懸糸ニシテ長五十碼ヲ超 エサルモノ (其ノ他ノモノハ以 上ノ比例ニ依ル)	哥 一・一〇
(乙) 編物用又ハ刺繡用紐造又ハ 球造ノモノ	
(一) 一斤ノ價格七圓ヲ超ユルモ ノ	斤 三・八〇
(二) 一斤ノ價格七圓ヲ超エサル モノ	斤 〇・七五

(丙) ソノ他

五三 模造金糸及模造銀絲綿心ノモ ノ	從價 二五%
五四 「ロープ」線、繩索	從價 一五%
五五 蠟燭心	擔 二〇・八〇
五六 繡帶、ガゼ、及脫脂綿	從價 一二・五%
五七 「レース」、「トリムミンゲ」刺 繡品其他ノ裝飾用材料及同製品	從價 二五%
五八 蚊蠅地	從價 二〇%
△五九 莫大小地又ハ編ミタル布帛	
(甲) 起毛シタルモノ	擔 一九・五〇
(乙) 起毛セサルモノ	從價 二〇%
△六〇 莫大小製衣類 (起毛シタルモ ノ)	擔 三三・八五
△六一 肌衣又ハ股引 (起毛セサルモ ノ)	從價 二五%
△六二 靴下	
(甲) 兩面共起毛セサルモノ	擔 四一・〇〇
(一) 瓦斯燒又ハ「マーセライズ」 セサル糸ニテ製シタルモノ	

滿洲國改訂輸出入關稅率

△六四 屬帶子

(二) 瓦斯燒又ハ「マーセライズ」 シタル糸ニテ製シタルモノ	擔 六〇・四〇
(乙) ソノ他	從價 三八・五%
六三 護膜入ノ布及紐	從價 二二・五%
△六四 屬帶子	
六五 「ラムブレ」心	擔 二九・二〇
六六 「ターキツシユ・タオル」	擔 一五・一〇
六七 「ブランケット」及「ブランケ ット」地	擔 一九・三五
(甲) 「ブランケット」	擔 一七・七五
(乙) 「ブランケット」地	擔 一二・一五
六八 手巾	從價 二〇%
六九 綿袋新ノモノ	擔 九・一〇
七〇 衣類、同部分品及附屬品 (別 號ニ掲ケサルモノ)	
(甲) 手袋	擔 一六・〇〇
(一) 生綿糸製ノモノ	從價 二五%
(二) ソノ他	從價 二五%
(乙) ソノ他	從價 二〇%
七一 別號ニ掲ケサル綿製品	

一四三

滿洲國改訂輸出入關稅率

七二 黃麻

- (甲) 屑黃麻 從價 五%
- (乙) ソノ他 擔 一・一三
- 一一三 絹(天然)綿交織種子 從價 三七・五%
- (甲) 紋織ノモノ 從價 三五%
- (乙) ソノ他 從價 三五%

△一一四 別號ニ掲ケサル絹織物(他織維ヲ混シタルモノヲ含ム)

- (甲) 天然絹ノモノ 從價 四〇%
- (乙) 人造絹ノモノ 從價 四〇%
- (丙) 天然絹及人造絹交織ノモノ 從價 四〇%
- (丁) 天然絹及毛織ノモノ又ハ天然絹毛及植物纖維交織ノモノ 從價 四〇%
- (戊) 人造絹及毛織ノモノ又ハ人造絹、毛及植物纖維交織ノモノ 從價 四〇%
- 一八〇 鐵及鋼(亞鉛鍍シタルト否トヲ分タス) 從價 七・五%
- 別號ニ掲ケサル故及屑(改造用ノミニ適スルモノ) 無稅
- 二二六 農業用機械及同部分品 無稅

一四四

- 二二九 (甲) 自動車輻 從價 三〇%
- (乙) 「トラクター」 從價 一五%
- (丙) ソノ他 從價 三〇%
- 二二九ノ二 自動車輻部分品(原動力機ヲ含ム) 附屬品 從價 三〇%
- (甲) 自動車及「トラクター」部 從價 一五%
- 分品 從價 一〇%
- (一) 車臺 從價 三〇%
- (二) ソノ他 從價 一〇%
- (乙) ソノ他 從價 一〇%
- (一) 「トレーラー」 從價 一五%
- (二) ソノ他 從價 三〇%
- 二四九 鮑 擔 三・三五
- (甲) 散裝ノモノ 擔 八・六五
- (乙) 罐詰ノモノ(直接内裝共) 擔 五・〇七
- 二五七 鱈魚 擔 三・三五
- 二五七ノ二 別號ニ掲ケサル乾魚 擔 〇・七五
- 二八七 罐詰及罐詰ノ食料品 從價 二五%
- (丙) 食卓用及製菓用果實

三〇四 大麥、蕎麥、玉蜀黍、粟、燕麥、粳米及「ライ」麥

- 三〇四ノ二 小麥 擔 〇・五〇
- 三〇五 別號ニ掲ケサル穀粉及穀物 (甲) 小麥粉、大麥、蕎麥、玉蜀黍、粟、燕麥、粳、米及「ライ」麥以外ノ別號ニ掲ケラレタル種子ニシテ栽培用ニ供セラル、モノ 擔 一・〇〇
- (乙) ソノ他 從價 一二・五%

三五六 栽培用種子

- 三五六ノ二 別號ニ掲ケサル種子 從價 一〇%
- 三六七 「シヤムパン」及「シヤムパソ」ナル標記下ニ販賣セラレル

葡萄酒

- 三六八 沸騰性「アステイ」 普通罐十二本又ハ半罐二十四本入 四〇・九
- 三六九 ソノ他ノ沸騰性葡萄酒 普通罐十二本又ハ半罐二十四本入 二五・二〇
- 普通罐十二本又ハ半罐二十四本入 一九・五〇

滿洲國改訂輸出入關稅率

三七〇 葡萄酒ノ天然醱酵ノミニ依リ釀造シタル非沸騰性ノ赤又ハ白葡萄酒(甘味葡萄酒ヲ含マス)

- (甲) 罐入ノモノ 普通罐十二本又ハ半罐二十四本入 二〇・〇〇
- (乙) ソノ他 英瓦倫 三・〇〇
- 三七一 「ポート・ワイン」 (甲) 罐入ノモノ 普通罐十二本又ハ半罐二十四本入 二三・四〇
- (乙) ソノ他 英瓦倫 七・二二

三七二 「マルサラ」

- (甲) 罐入ノモノ 普通罐十二本又ハ半罐二十四本入 二〇・六〇
- (乙) ソノ他 英瓦倫 四・七五

三七三 「ポート」及「マルサラ」以外ノ甘味葡萄酒(「マテイラ」、「マラカ」、「シエリー」等)

- (甲) 罐入ノモノ 普通罐十二本又ハ半罐二十四本 二一・四五
- (乙) ソノ他 英瓦倫 六・〇五

一四五

滿洲國改訂輸出入關稅率

一四六

三七四 「ゲエルモット」、「バイル」 及「キンキナ」	十二立	一八・三〇
三七六 清酒	立	二四・〇〇
(甲)樽入ノモノ	立	〇・四〇
(乙)樽入ノモノ		
三七七ノ内 麥酒		
(甲)樽入ノモノ 「クオート」樽十二本 又ハ「バイント」樽二十四本		一・四五
(乙)ソノ他 (林檎酒、梨酒及果 實又ハ漿果ヨリ製造シタル類似 ノ酒精飲料ハ第三八四號ニ分類 ス)	從價	八〇%
三七八 「ブランデー」及「コニヤツ ク」		
(甲)樽入ノモノ 「クオート」樽十二本	英瓦倫	五・五〇
(乙)ソノ他		
三七九 「ウキスキー」		
(甲)樽入ノモノ 「クオート」樽十二本	英瓦倫	六・二五
(乙)ソノ他		
三八〇 「ウヰン」		
(甲)樽入ノモノ 「クオート」樽十二本	英瓦倫	六・二五
(乙)ソノ他		
三八二 「リキユール」 十二「クオート」又ハ 二十四「バイント」		二五・四〇
三八四 別號ニ掲ケサル酒類及飲料		
(甲)酒精ヲ含有セサルモノ	從價	五〇%
(乙)ソノ他	從價	八〇%
三八五 紙卷煙草		
(甲)千本ノ價格四十圓ヲ超ユル モノ及各紙卷煙草ニ明白ナル商 標又ハ名稱ヲ附セサルモノ	千本	三二・〇〇
(乙)千本ノ價格三十圓ヲ超エ四 十圓ヲ超エサルモノ	千本	二八・〇〇
(丙)千本ノ價格二十一圓ヲ超エ 三十圓ヲ超エサルモノ	千本	二二・〇〇
(丁)千本ノ價格十五圓ヲ超エ二 十圓ヲ超エサルモノ	千本	二二・〇〇

十一圓ヲ超エサルモノ	千本	一八・五〇
(戊)千本ノ價格十圓ヲ超エ十五 圓ヲ超エサルモノ	千本	一二・〇〇
(己)千本ノ價格六圓ヲ超エ十圓 ヲ超エサルモノ	千本	八・五〇
(庚)千本ノ價格四圓ヲ超エ六圓 ヲ超エサルモノ	千本	五・〇〇
(辛)千本ノ價格二圓五角ヲ超エ 四圓ヲ超エサルモノ	千本	三・〇〇
(壬)千本ノ價格二圓五角ヲ超エ サルモノ	千本	二・〇〇
三八六 葉卷煙草		
(甲)千本ノ價格三百圓ヲ超ユル モノ	千本	二三五・〇〇
(乙)千本ノ價格二百圓ヲ超エ三 百圓ヲ超エサルモノ	千本	一七五・〇〇
(丙)千本ノ價格百圓ヲ超エ二百 圓ヲ超エサルモノ	千本	一二二・〇〇
(丁)千本ノ價格五十圓ヲ超エ百 圓ヲ超エサルモノ	千本	九〇・〇〇

滿洲國改訂輸出入關稅率

一四七

(戊)千本ノ價格二十五圓ヲ超エ 五十圓ヲ超エサルモノ	千本	四五・〇〇
(己)千本ノ價格二十五圓ヲ超エ サルモノ	千本	二二・〇〇
四一七ノ二 「鹽化マグネシウム」		
(苦汁)	擔	一・二〇
四三八 硫酸「ソーダ」(芒硝)	擔	一・一〇
四四一 酒精、「アルコホール」		
(甲)酒精	英瓦倫	〇・七五
(乙)變性酒精	英瓦倫	〇・五五
(丙)ソノ他	從價	一二・五%
四八二 揮發油		
(甲)箱入ノモノ 礦物性揮發油及攝氏十五度ニ於 ケル比重〇・七八八三ヲ超エサ ル「ミネラル・ターペンティン」	箱(五米瓦倫罐二箇入)	三・一八
(乙)罐入ニシテ無箱ノモノ 二罐(每罐五米瓦倫入)		三・一四
(丙)ソノ他	十米瓦倫	二・九八

四九五 燈油

礦物性燈油及別號ニ掲ケサル
「ミネラル・ターペンティン」

(乙) 鑲入ニシテ無箱ノモノ
箱(五米瓦倫二箇入) 二・七九

(丙) ソノ他
二箇(每箇五米瓦倫入) 二・七九
十米瓦倫 二・五九
米瓦倫 〇・七八

五〇二 松精油

五二二 普通印刷用及新聞印刷用紙
(主トシテ「メカニカル・ウッド・
バルブ」ヲ用ヒタルモノニシテ
變出「サイズ」又ハ着色シタルト
否トヲ別タス)

(甲) 新聞印刷用紙(卷取ノモノ) 捲 一・〇〇
(乙) ソノ他 捲 一・五〇

五五六 藁又ハ草製袋

(甲) 藁吹 從價 七・五%

五七七 珞珈鐵器、洗面器、梳「コ
ツブ」及「マツク」(柄付湯呑)

(乙) ソノ他 千 一四・四三

(甲) 直徑十一種ヲ超エサルモノ 打 〇・二〇

(乙) 直徑十一種ヲ超エ三十二種
ヲ超エサルモノ 打 〇・三〇

(丙) 直徑二十二種ヲ超エ三十六
種ヲ超エサルモノ 打 〇・六五

五六八 別號ニ掲ケサル木製品
(丁) 農業用機械器具及同部分品 無稅

五八七 水硬性「セメント」(「ポルト
ランドセメント」ノ如キモノ)

六〇七 扇 捲 〇・四二

(甲) 棕櫚葉製ノモノ 從價 一五%

(乙) 紙製又ハ綿布製ノモノ 從價 二〇%

(丙) 絹製ノモノ 從價 二五%

(丁) ソノ他 從價 二五%

六〇八 傘、日傘及同部分品並附屬
品 從價 三〇%

(輸入稅表欄中△ハ賑災附加稅ヲ免除セラレル)

新輸出稅率

稅番 品名 單位 稅率

五 馬毛 無稅

六 別號ニ掲ケサル獸毛 無稅

九 鳥獸肉、生鮮ノモノ又ハ冷凍
シタルモノ 無稅

(甲) 牛肉 無稅

(乙) ソノ他 從價 七・五%

一一 骨(挽キタルモノ、粉碎及屑
ヲ含ム) 無稅

一二 鹿 無稅

一三 牛角 免稅

一九 獸筋、獸牙、及獸蹄
二〇 獸脂 無稅

四四 椽及椽 無稅

五二 子實精(粉碎シタルモノヲ含
ム) 無稅

(丁) 荏胡麻子精 捲 〇・〇四〇

(一) 紙張ノモノ 從價 一五%

(二) 綿布張ノモノ 從價 一五%

(三) 絹布又ハ絹入布張ノモノ 從價 二五%

(四) ソノ他 從價 一五%

(イ) 絹製又ハ絹ヲ用ヒタルモノ 從價 二五%

(ロ) ソノ他 從價 一五%

六二二 「インテイヤラバー」、「ガタ
バーチャ」及同製品

(乙) 履物(護蹠製又ハ綿製護蹠
底ノモノ) 從價 一〇%

(一) 靴(地下足袋ヲ含ム) 從價 一七・五%

(二) ソノ他 從價 一七・五%

(丙) 「タイア」、「インナー・チー
プ」ヲ含ム) 從價 一〇%

(一) 自動車用ノモノ 從價 一〇%

(二) ソノ他 從價 二〇%

(丁) ソノ他 從價 二〇%

六三五 生活力ヲ有スル植物及花卉
(甲) 栽植用及接木用ノモノ 無稅

(乙) ソノ他 從價 一二・五%

羅馬法皇廳ノ滿洲國(宗教的)承認ニ關スル公文

(戊)ソノ他	從價	5%
九二 苧麻子油	擔	〇・五〇
一〇八 棉子	擔	〇・一〇
一一七 高粱酒(藥酒ハ第一一八號ニ分類ス)	無稅	
一五〇 石炭(粉炭及粉炭ヨリ製セラレタル礫炭ヲ含ム)	英噸	〇・一五
一五七 梁材	無稅	
(甲)硬木ノモノ	無稅	
(乙)軟木ノモノ	無稅	
一五八 橋及船桁	無稅	
(甲)硬木ノモノ	無稅	
(乙)軟木ノモノ	無稅	
一五九 杭、柱、桁材及ソノ他ノ丸太	無稅	
一六〇 板	無稅	
(甲)硬木ノモノ	無稅	
(乙)軟木ノモノ	無稅	
一七五 屑綿(落綿ヲ含ム)	無稅	
一八六 眞綿	無稅	
一九九 絹織糸及絹糸	無稅	

三一 毛製地氈(毛綿製地氈及牀用「ラツグ」ヲ含ム) 無稅

羅馬法皇廳ノ滿洲國(宗教的)承認ニ關スル公文

一九三四年八月二日

【來翰】

以書翰啓上致候陳者先般吉林教區長「ガスベ」司教貴部訪問ニ際シテハ閣下ノ懇切ナル管遇ヲ蒙リ在滿洲國天主教教會ノ狀態ニ關シ種々會談ノ榮ヲ賜リタル旨同司教ヨリ報告ノ次第有之茲ニ本官カ其ノ才能手腕ヲ信賴シ在滿洲國全司教ヲ代表シ天主教傳道ニ關スル宗務掌理方ヲ任命シタル「ガスベ」司教ニ示サレタル閣下ノ右御厚情ニ對シ衷心感謝ト満足ノ意ヲ表シ候
尙ホ重ネテ同司教ノ任務ハ專ラ滿洲國ノ法律規則ニ順合セラル布教ニ依リ天主教信徒ノ道德的向上及精神的幸福ヲ圖ル

ヲ以テ其ノ目的ト致居ルニ付右ノ職務執行ニ關シテハ同司教ニ何分ノ便宜供與方御配慮ニ預度懇願致候國家當局ニ對シ誠實ニ服從スヘキコトハ天主教教會各同司教ニ於テ常々要求致居ルトコロニ有之從ツテ本官ハ「ガスベ」司教始メ各布教主任カ何レモ行政當局ニ對シ報告書呈出ノ要アル場合及行政當局ノ完全ナル諒解ノ下ニ貴國ノ文化的並ニ道德的進歩ニ寄與スヘキ機會ヲ附與セラレタル場合誠實ニ右ニ服從奉仕スヘキヲ確信致候
右申進旁々本官ハ茲ニ閣下ニ向テ深甚ノ敬意ヲ表シ候
敬具

則ニ進行スヘキ旨ノ言明ヲ敬承シタルコトヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候
仍テ本大臣ハ誠篤ニシテ練達ナル「ガスベ」閣下カ當國ノ法規ヲ遵守相成リ能ク教務ヲ掌理シ貴教會ノ使命ヲ完フモラルヘキヲ確信シ當國政府ハ爾後貴教會ノ傳道業務ニ對シ一切當國ノ政令ニ遵由スル限りニ於テハ諸般ノ便宜ヲ提供致スヘキコトヲ拜答致候
尙ホ法皇陛下ニ對シ本大臣ノ深篤ナル敬意ヲ御傳達相煩度此段申進得貴意旁々本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候
敬具

一九三四年八月二日於羅馬

法皇廳樞機官、布教聖省長官

フマソニー・ピオンテデー

滿洲帝國外交部大臣閣下

康德元年九月十一日

滿洲帝國外交部大臣 謝 介 石

法皇廳樞機官、布教聖省長官

フマソニー・ピオンテデー閣下

【往翰】

以書翰啓上致候陳者今般貴教會吉林司教「ガスベ」閣下ヨリ八月二日附貴閣下ノ懇篤ナル書翰領蒙、本大臣ハ茲ニ貴聖廳ニ於テハ滿洲國ノ文化及道德ノ進歩ニ貢獻センコトヲ懇新セラレ並ニ貴教會一切ノ事業ハ誠實ニ滿洲國ノ法律規

羅馬法皇廳ノ滿洲國(宗教的)承認ニ關スル公文

羅馬法皇廳ノ滿洲國(宗教的)承認ニ關スル公文

一五〇

(戊)ソノ他	從價	5%
九二 苧麻子油	擔	〇・五〇
一〇八 棉子	擔	〇・一〇
一一七 高粱酒(藥酒ハ第一一八號ニ分類ス)	無稅	
一五〇 石炭(粉炭及粉炭ヨリ製セラレタル礫炭ヲ含ム)	英噸	〇・一五
一五七 梁材	無稅	
(甲)硬木ノモノ	無稅	
(乙)軟木ノモノ	無稅	
一五八 檣及船桁	無稅	
(甲)硬木ノモノ	無稅	
(乙)軟木ノモノ	無稅	
一五九 杭、柱、桁材及ソノ他ノ丸太	無稅	
一六〇 板	無稅	
(甲)硬木ノモノ	無稅	
(乙)軟木ノモノ	無稅	
一七五 屑綿(落綿ヲ含ム)	無稅	
一八六 眞綿	無稅	
一九九 絹織糸及絹糸	無稅	

三一 毛製地氈(毛綿製地氈及牀用「ラツケ」ヲ含ム)

無稅

羅馬法皇廳ノ滿洲國(宗教的)承認ニ關スル公文

一九三四年八月二日

【來翰】
以書翰啓上致候陳者先般吉林教區長「ガスベ」司教貴部訪問ニ際シテハ閣下ノ懇切ナル答返ヲ蒙リ在滿洲國天主教教會ノ狀態ニ關シ種々會談ノ榮ヲ賜リタル旨同司教ヨリ報告ノ次第有之茲ニ本官カ其ノ才能手腕ヲ信賴シ在滿洲國全司教ヲ代表シ天主教傳道ニ關スル宗務掌理方ヲ任命シタル「ガスベ」司教ニ示サレタル閣下ノ右御厚情ニ對シ衷心感謝ト満足ノ意ヲ表シ候
尙ホ重ネテ同司教ノ任務ハ專ラ滿洲國ノ法律規則ニ順合セル布教ニ依リ天主教信徒ノ道德的向上及精神の幸福ヲ圖ル

ヲ以テ其ノ目的ト致居ルニ付右ノ職務執行ニ關シテハ同司教ニ何分ノ便宜供與方御配慮ニ預度懇願致候國家當局ニ對シ誠實ニ服從スヘキコトハ天主教教會各司教ニ於テ當々要求致居ルトコロニ有之從ツテ本官ハ「ガスベ」司教始メ各布教主任カ何レモ行政當局ニ對シ報告書呈出ノ要アル場合及行政當局ノ完全ナル諒解ノ下ニ貴國ノ文化的並ニ道德的進歩ニ寄與スヘキ機會ヲ附與セラレタル場合誠實ニ右ニ服從奉仕スヘキヲ確信致候
右申進旁々本官ハ茲ニ閣下ニ向テ深甚ノ敬意ヲ表シ候
敬具

則ニ進行スヘキ旨ノ言明ヲ敬承シタルコトヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候
仍テ本大臣ハ誠篤ニシテ練達ナル「ガスベ」閣下カ當國ノ法規ヲ遵守相成リ能ク教務ヲ掌理シ貴教會ノ使命ヲ完フセラルヘキヲ確信シ當國政府ハ爾後貴教會ノ傳道業務ニ對シ一切當國ノ政令ニ遵由スル限リニ於テハ諸般ノ便宜ヲ提供致スヘキコトヲ拜答致候
尙ホ法皇親下ニ對シ本大臣ノ深篤ナル敬意ヲ御傳達相煩度此段申進得貴意旁々本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候
敬具

一九三四年八月二日於羅馬

法皇廳樞機官、布教聖省長官

フマソニー・ピオンテデー

滿洲帝國外交部大臣閣下

滿洲帝國外交部大臣 謝 介 石

法皇廳樞機官、布教聖省長官

フマソニー・ピオンテデー閣下

【往翰】

以書翰啓上致候陳者今般貴教會吉林司教「ガスベ」閣下ヨリ八月二日附貴閣下ノ懇篤ナル書翰領蒙、本大臣ハ茲ニ貴聖廳ニ於テハ滿洲國ノ文化及道德ノ進歩ニ貢獻センコトヲ懇祈セラレ茲ニ貴教會一切ノ事業ハ誠實ニ滿洲國ノ法律規

羅馬法皇廳ノ滿洲國(宗教的)承認ニ關スル公文

一五一

冀東防共自治政府ノ對 滿修好使節派遣ニ關ス ル書翰

中華民國二十五年四月十日

拜啓 曩ニ貴滿洲國ハ暴虐ナル軍閥ノ惡政ヲ排撃シ五族協和ノ實現、王道樂土ノ建設ヲ標榜シテ獨立ヲ宣言シ、外ハ友邦ト團結シ内ハ帝政ノ實施ヲ終リ今ヤ國基益々鞏固ニ國運彌々隆昌ナルハ洵ニ感佩ニ堪ヘサルトコロニシテ東亞ノ先覺國ト稱スルモ決シテ恥ルトコロナシ、我が冀東ハ民衆久シク黨政ノ害毒ニ苦シミ又共禍ノ侵犯ニ職キタルカ客歲敢然トシテ蹶起シ黨治ヨリ離脱シテ防共自治政府ヲ組織シ不肖民意ニ隨ヒ政務長官ノ職ニ就キ全區ノ軍政事宜ヲ總攬ス、ソノ期スルトコロハ長ク黨治共禍ノ毒災ヲ防止シ民衆全般ノ福祉ヲ増進シ範ヲ樹テニ苦シム中華民國各地ノ國民ニ示シソノ覺悟ヲ促サントスルニアリ

想フニ貴國ト我カ冀東トハモトヨリ接壤シソノ密接關係ハ唇齒モ當ナラス殊ニ東亞ニ於ケル平和確立民族繁榮ノ大計ハ日滿支三國ノ協力ヲ必要トシ之カ實行ハ應ニ貴國ト我カ

冀東ニ於テ懸タルヘシ、依ツテ茲ニ修聘ノタメ本政府ヨリ秘書長兼外交處々長池宗儀等ヲ新京ニ派シ貴大臣ニ面謁シテ本政府ノ貴國ニ對スル懇篤ナル友好ノ情ヲ披瀝セシムルト共ニ彼我ノ協和ノ方法ヲ協議セシム、冀クハ貴大臣之ト接洽ノ上誘掖指導ヲ與ヘ進ンテ將來或ハ防共ノ必要ニ應ジ或ハ民生ノ利益ノタメ相互協定ノ途ヲ拓カレンコトヲ切望ス

茲ニ特ニ書翰ヲ以テ申進シ貴大臣ノ閱覽答復ヲ冀フ

中華民國二十五年四月十日

中華民國冀東防共自治政府政務長官 殷汝耕

大滿洲帝國張外交部大臣閣下

滿獨貿易協定

一九三六年四月三十日

康德三年四月卅日調印

滿洲國及ヒ獨逸國當該官憲ノ代表ハ夫々ソノ權限ノ良好妥當ナルヲ認メ兩國間ノ貿易關係ヲ増進スル目的ヲ以テ左ノ通り協定セリ

第一條 獨逸國外國爲替管理局ハ一年期間中滿洲國生産品

ヲC・I・F價格ノ基礎ニヨリ計算セラレタル價格一億圓

ノ限度迄獨逸國ニ輸入スルコトヲ許可スヘシ

第二條 第一條ニ掲ケラレタル輸入ニ關スル支拂ハ其四分

ノ三即チ七千五百萬圓ニ付イテハ外國爲替ニテ又四分ノ

一即チ二千五百萬圓ニ付イテハ「ライヒスマルク」ニテ爲

サルヘキモノトシ前記「ライヒスマルク」ハ滿洲國官憲ニ

ヨリ指定セラレタル銀行ノ特別勸定ニ振込マレ滿洲國ニ

輸入セラレタル獨逸國生産品ニ關シナサルヘキ支拂ニ充

當セラルヘキモノトス

第三條 若シ豫測シ得サル事情ニ依リ獨逸國ノ爲替狀態カ

獨逸國爲替管理局ヲシテ一年期間中第二條ニ規定セラレ

ル七千五百萬圓ノ額ニ達スル外國爲替ヲ用意スルコト不

可能ナラシメル場合ニハ第一條ニ規定セラレタル輸入額

ハコレヲ六千五百萬圓ヲ下ラサル額マテ減セラルコトヲ

得右ノ場合支拂ノ四分ノ三ニ付イテノ支拂ヒハ外國爲替

ニテ又四分ノ一ニ付イテコノ支拂ハ「ライヒスマルク」ニ

テ爲サルヘキモノトス

一年期間中獨逸國日本國間ノ貿易ニ依リ「ライヒスマルク」

ヲ得タル外國爲替差年額カ六千三百七十五萬圓ヲ超

滿獨貿易協定

一五三

過シタル時ハ該超過額ハ前項ニ規定セラレタル額ニ超過シテ外國爲替ヲ以テ支拂ハルヘキ獨逸國ノ滿洲國ヨリノ輸入ニ追加シ利用セラルヘク而シテ「ライヒスマルク」ニ依ル支拂ニ對スル輸入モ該超過額ノ三分ノ一タテ増加セラルヘキモノトス

第四條 滿洲國當該官憲ハ一年期間中ニ於テ第二條ニ從ヒ特別勸定ニ振込マレタル「ライヒスマルク」全額ヲ利用シ

得ル様「C・I・F」價格ノ基礎ニ依リ計算セラレタル獨逸國

生産品ノ一年期間中ニ於ケル滿洲國ヘノ十分ナル輸入ヲ

確保スル爲必要ナル措置ヲ講スルモノトス、但シ右額ハ

第三條ノ規定ニ從ヒ増減スルコトヲ得ヘシ

第五條 滿洲國向後送リ獨逸國生産品ニハ輸出者ニ依リ該

生産品ノ獨逸國生産品タルコトノ證明書ヲ附セル「イン

ボイス」寫一通及獨逸國爲替管理法ニ基キテ輸出者ヨリ

「ライヒスマルク」ニ對シ「インボイス」記載生産品ノ價額

通知ヲ爲スヘキ輸出申告書寫一通ヲ添附セラルヘキモノ

トス右書類ハ滿洲國稅關當局ニ提出スヘキモノトス若シ

該稅關當局ニシテ輸出申告書寫ヲ添附セザル獨逸國生産

品ヲ發見シタル時ハ該當局ハ獨逸國官憲ニ對シ該品輸出

者ノ氏名品種及「インボイス」價額ヲ通告スヘキモノトス

冀東防共自治政府ノ對 滿修好使節派遣ニ關ス ル書翰

中華民國二十五年四月十日

拜啓 曩ニ貴滿洲國ハ暴虐ナル軍閥ノ惡政ヲ排撃シ五族協和ノ實現ニ王道樂土ノ建設ヲ標榜シテ獨立ヲ宣言シ、外ハ友邦ト團結シ内ハ帝政ノ實施ヲ終リ今ヤ國基益々鞏固ニ國運彌々隆昌ナルハ洵ニ感佩ニ堪ヘサルトコロニシテ東亞ノ先覺國ト稱スルモ決シテ恥ルトコロナシ、我が冀東ハ民衆敢然トシテ蹶起シ黨治ヨリ離脱シテ防共自治政府ヲ組織シ不肯民意ニ隨ヒ政務長官ノ職ニ就キ全區ノ軍政事宜ヲ總攬ス、ソノ期スルトコロハ長ク黨治共禍ノ毒災ヲ防止シ民衆全般ノ福祉ヲ増進シ範ヲ敬炭ニ苦シム中華民國各地ノ國民ニ示シソノ覺悟ヲ促サントスルニアリ

想フニ貴國ト我カ冀東トハモトヨリ接壤シソノ密接關係ハ唇齒モ密ナラス殊ニ東亞ニ於ケル平和確立民族繁榮ノ大計ハ日滿支三國ノ協力ヲ必要トシ之カ實行ハ應ニ貴國ト我カ

冀東ニ於テ懸タルヘシ、依ツテ茲ニ修聘ノタメ本政府ヨリ秘書長兼外交處々長油宗儀等ヲ新京ニ派シ貴大臣ニ面謁シテ本政府ノ貴國ニ對スル懇篤ナル友好ノ情ヲ披瀝セシムルト共ニ彼我ノ協和ノ方法ヲ協議セシム、冀クハ貴大臣ト接洽ノ上誘掖指導ヲ與ヘ進ンテ將來或ハ防共ノ必要ニ應ジ或ハ民生ノ利益ノタメ相互協定ノ途ヲ拓カレンコトヲ切望ス

茲ニ特ニ書翰ヲ以テ申進シ貴大臣ノ閱覽答復ヲ冀フ
中華民國二十五年四月十日

中華民國冀東防共自治政府政務長官 殷汝耕
大滿洲帝國張外交部大臣閣下

滿獨貿易協定

一九三六年四月三十日

康德三年四月卅日調印

滿洲國及ヒ獨逸國當該官憲ノ代表ハ夫々ソノ權限ノ良好妥當ナルヲ認メ兩國間ノ貿易關係ヲ增進スル目的ヲ以テ左ノ通り協定セリ

第一條 獨逸國外國爲替管理局ハ一年期間中滿洲國生産品

ヲC・I・D價格ノ基礎ニヨリ計算セラレタル價格一億圓

ノ限度迄獨逸國ニ輸入スルコトヲ許可スヘシ

第二條 第一條ニ掲ケラレタル輸入ニ關スル支拂ハ其四分

ノ三即チ七千五百萬圓ニ付イテハ「ライヒスマルク」ニテ爲

一即チ二千五百萬圓ニ付イテハ「ライヒスマルク」ニテ爲

サルヘキモノトシ前記「ライヒスマルク」ハ滿洲國官憲ニ

ヨリ指定セラレタル銀行ノ特別勸定ニ振込マレ滿洲國ニ

輸入セラレタル獨逸國生産品ニ關シナサルヘキ支拂ニ充

當セララルヘキモノトス

第三條 若シ豫測シ得サル事情ニ依リ獨逸國ノ爲替狀態カ

獨逸國爲替管理局ヲシテ一年期間中第二條ニ規定セラレ

ル七千五百萬圓ノ額ニ達スル外國爲替ヲ用意スルコト不

可能ナラシメル場合ニハ第一條ニ規定セラレタル輸入額

ハコレヲ六千五百萬圓ヲ下ラサル額マテ減セラルコトヲ

得右ノ場合支拂ノ四分ノ三ニ付イテノ支拂ヒハ外國爲替

ニテ又四分ノ一ニ付イテコノ支拂ハ「ライヒスマルク」ニ

テ爲サルヘキモノトス

一年期間中獨逸國日本國間ノ貿易ニ依リ「ライヒスマルク」ノ得タル外國爲替差年額カ六千三百七十五萬圓ヲ超

過シタル時ハ該超過額ハ前項ニ規定セラレタル額ニ超過

シテ外國爲替ヲ以テ支拂ハルヘキ獨逸國ノ滿洲國ヨリノ

輸入ニ追加シ利用セラルヘク而シテ「ライヒスマルク」ニ

依ル支拂ニ對スル輸入モ該超過額ノ三分ノ一タケ増加セ

ラルヘキモノトス

第四條 滿洲國當該官憲ハ一年期間中ニ於テ第二條ニ從ヒ

特別勸定ニ振込マレタル「ライヒスマルク」全額ヲ利用シ

得ル際C・I・D價格ノ基礎ニ依リ計算セラレタル獨逸國

生産品ノ一年期間中ニ於ケル滿洲國ヘ十分ナル輸入ヲ

確保スル爲必要ナル措置ヲ講スルモノトス、但シ右額ハ

第三條ノ規定ニ從ヒ増減スルコトヲ得ヘシ

第五條 滿洲國尙積送ノ獨逸國生産品ニハ輸出者ニ依リ該

生産品ノ獨逸國生産品タルコトノ證明書ヲ附セル「イン

ボイス」寫一通及獨逸國爲替管理法ニ基キテ輸出者ヨリ

「ライヒスマルク」ニ對シ「インボイス」記載生産品ノ價額

通知ヲ爲スヘキ輸出申告書寫一通ヲ添附セラルヘキモノ

トス右書類ハ滿洲國稅關當局ニ提出スヘキモノトス若シ

該稅關當局ニシテ輸出申告書寫ヲ添附セサル獨逸國生産

品ヲ發見シタル時ハ該當局ハ獨逸國官憲ニ對シ該品輸出

者ノ氏名品種及「インボイス」價額ヲ通告スヘキモノトス

所謂「滿洲國稅關當局」トハ大連清津瀋津並ニ雄基ニ於ケル滿洲國ノ稅關當局ヲ含ムモノトス

第六條 第三國ヲ經由シテ獨逸國ニ輸入セラレタル滿洲國生産品ニシテ若シ該生産品ニ對スル支持力獨逸國ト該第三國トノ清算若ハ補償協定ニ由リ行ハルモノナル時ハ該生産品ハ本協定ノ適用範圍ニ屬セザルモノトス

第七條 本協定ノ下ニ於テハ滿洲國及獨逸國間貿易ニ於ケル私的ノ清算取引ハ兩國官憲ノ承認ヲ要スルモノトス

第八條 滿洲國及獨逸國間ノ貿易額ハ柏林ニ於テ兩締約國ノ當該代表者間ニ於テ四年毎ニ確定セラレヘキモノトス右ノ場合第三條運用ニヨリ發生スヘキ問題ハ該代表者ノ協議ニ依リ解決セラレヘシ

第九條 若シ一年期間末ニ至リ本協定更新セラレ而テ滿洲國ヨリ獨逸國若ハ獨逸國ヨリ滿洲國ヘノ輸入總額ニ於テ本協定ノ規定ニ依ル額ニ不足額又ハ超過額ヲ生ジタル時ハ次年度ニ對シ決定セラレヘキ額ハ該不足額又ハ超過額ニ由リ増減セラレヘキモノトス

第十條 第二條ニ掲ケラレタル「ライヒスマルク」ニ依ル特別勘定ノ設定並ニ該勘定ノ利用條件ハ「ライヒスマルク」ト同條ニ掲ケラレタル銀行間ノ契約ニ依リ決定セラレヘキ

該締約國ノ承認ヲ經ヘキモノトス

第十一條 獨逸國ノ滿洲國ニ對スル輸出力銀行ニ由リ融資セラレル限リ滿洲國當該官憲ハ該融資金額ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ第二條ニ掲ケラレタル銀行以外ノ銀行ニ由リ取扱ハルルコトヲ防止スル爲ノ手段ヲ講セザルヘシ

第十二條 本協定ノ効力發生前ニ契約セラレタル滿洲國及獨逸國間ノ一切ノ貿易上ノ取引額ハ該取引ニ依ル支持力本協定ノ期間中ニ行ハルル限リ第一條及第四條ニ掲ケラレル年額中ニ夫々包括セラレヘキモノトス

第十三條 本協定ノ爲左ノ通り定ム

A「一年期間」ノ文句ハ本協定ノ効力發生ノ日ニ始ル一箇年ヲ意味ス

B「獨逸國ノ生産品」トハ獨逸國ニ於テ全部生産セラレタルカ若クハ最終的生產過程ニ於テ經濟上合理的ナル根本的變形ヲ加ヘラレタル生産品ヲ意味ス

C「滿洲國ノ生産品」トハ滿洲國ニ於テ全部生産セラレタルカ若クハ前項同様根本的變形ヲ加ヘラレタル生産品ヲ意味ス

D 關東州租借地ノ生産品ハ滿洲國ノ生産品ト看做ス

第十四條 本協定ハ一九三六年六月一日即チ康德三年六月

一日ヨリ効力ヲ發生シ該効力發生期日ヨリ一箇年間有効ナルヘシ

本協定ヲ更新スル目的ヲ以テ締約國ハ該協定ノ滿期ニ先ダツ二箇月以内ニ於テ商議ヲ開始スヘシ

一九三六年四月卅日即チ康德三年四月卅日東京ニ於テ二通ヲ作成ス

滿洲國關係官憲代表
獨逸國外國爲替管理局代表

【參考】

滿獨貿易協定ニ關スル業務者
注意事項

(康德三年五月二十五日)
滿洲國外交部當局談

滿獨貿易協定ハ來ル六月一日ヨリ効力ヲ發生スルモノナルカソレハ決濟日カ六月一日以後ノモノニ適用セラレル譯ナリ

從ツテ六月一日以前ニ於テナサレタル取引ハ勿論既ニ輸出又ハ輸入ヲ完了セルモノト雖モソノ爲替手形滿期日乃至決濟日六月一日以後トナルヘキモノハ當業者ニ於テ特別ノ手

滿獨貿易協定ニ關スル業務者注意事項

續キヲナサストモ本協定ノ範圍内ニ包括セラレル次第ナリ尙本協定運用ニ關シ當業者ニ於テ心得ヘキ主ナル事項ヲ示セハ左ノ如シ

一、滿洲國(關東州ヲ含ム)生産品ノ獨逸國向輸出ノ場合

(イ)爲替取組並ニ金融

獨逸國外國爲替管理局ニ於テ輸入者ノ要求ニヨリ其ノ輸入セントスル額ニ對シC・I・D價格ニ按シ其ノ四分ノ三ハ外國爲替拂爲替許可證ヲ發給シ残りノ四分ノ一ニ就イテハ「マルク」拂爲替許可證ヲ發給スルモノナルカ右許可證額ハ出來得ル限リ十二箇月ニ等分スル方針ナリ

即チ滿洲國生産品ノ輸入ニ就キ外國爲替拂許可證ヲ有スル四分ノ三額ノ決濟ニ就イテハ協定締結以前ト何等變リナク從來通り「ロンドン」・「アムステルダム」・「ソノ他」ノ方法ヲ以テ金融セラレヘク残りノ「マルク」拂爲替許可證ヲ有スル四分ノ一額ノ決濟ニ就イテハ本協定ノ適用ヲ受ケ該決濟ハ正金「ハンブルグ」支店發行ノ信用狀又ハ指圖書ニ依リテナサルヘキ事トナル即チ後者ニ對シテハ該許可證額ニ相當スル英貨ノ信用狀又ハ指圖書ヲ獨逸國輸入者ノ依頼ニヨリ發行セラレ

右ノ場合ニハ正金「ハンブルグ」支店ハ先ツ獨逸國駐在滿洲國通商代表ヲ通シ獨逸國外國爲替管理局ノ發行セル外國爲替拂爲替許可證額及ヒ「マルク」拂爲替許可證額ヲツキトメル要アルコト勿論ナリ

(ロ)爲替ニ依ラサル取引
爲替ニ依ラス滿洲兩國ニ於ケル當業者間ニ直接補償乃至個人間「バーガー」ノ方法ニヨリ決済ヲナサントスルカ如キ取引ハ豫メ兩國當該官憲ノ許可ヲ必要トスルモノナルカ此ノ種取引ハ兩國貿易額ノ比率ニ影響ヲ及ホスモノニ就キ兩國トモ原則トシテ許可セサル方針ナリ

(二)獨逸國生産品ノ滿洲國(關東州ヲ含ム)向輸出ノ場合
滿洲國ハ獨逸國向輸出爲替決済ヨリ生スル特別勘定「マルク」相當額範圍内ニ於テ獨逸國生産品ノ輸入ヲナス事トナリ居リ從ツテ右特別勘定ヲ利用セサル輸入ハ認めラレサル次第ナリ故ニ主義トシテハ獨逸國生産品輸入ニ關スル金融並ニ爲替取引ハ専ラ正金單獨ニテコレニ當ル事便

利ナルヘキモ從來ノ商慣習ト當業者ノ特別ノ立場トヲ考慮ニ入レ右特別勘定「マルク」額ニヨリ輸入年額ノ四分ノ一マデハ正金以外ノ銀行ヲ經由シテモ差支ヘナキ事トナリ居リ若シ正金以外ノ他行取扱ヒ額カ四分ノ一額以上ニ超過スルカ如キ場合ニハ別途爲替管理法ニ基キ公布セラハルヘキ財政部令及ヒ關東局令ニ依リ一時統制ヲ加フル事トナルヘシ

ナホ特別勘定利用ニ關シ注意スヘキ事項左ノ如シ
(イ)獨逸國ヨリ滿洲國ヘノ輸出手形(英貨)

右輸出手形(英貨)ハ支拂日ノ前營業日ノ「ベルリン」取引所電信爲替公定相場ニヨリ「マルク」ニ換算セラルヘキモノニシテ又正金以外ノ銀行ノ取扱ヒ手形ハ「ヘテ」ライヒス「バンク」ニ買上テラレタル後更ニコレヲ「バンク」ヨリ正金ニ元值ニテ引渡サルヘク其ノ代金ハ特別勘定ヨリ拂出サルヘキモノタル事勿論ナリ
(ロ)委託積送取引其他——本協定ノ運用上獨逸國ヨリノ輸入取引ヘ銀行ノ信用狀若クハ指圖書ニアル事ヲ原則トナスカ特別ノ事情ニ依リ委託積送ヲ取引又ハ信用狀若クハ指圖書ニヨラスシテ取引セントスル時ハ前記爲替管理法ノ規定ニ從ヒ許可ヲ受クル事ヲ要ス

(ハ)工業特許(パテント)代金——滿洲國當業者ニシテ獨逸國ヨリ機械其他工場設備ト共ニ「パテント」ヲ購入スル時若クハ「パテント」使用料支拂ノ契約ヲ爲サントスル時又ハ右ニ關聯シ獨逸人技師ヲ招聘シ其ノ俸給及ヒ手當等ノ一部ヲ「ライヒス」マルク」拂ト爲サントスル場合ハ在獨特別勘定ヲ利用スル事トナリ居ルニ就キ豫メ滿洲國政府(外交部通商司)若クハ獨逸國駐在滿洲國通商代表ニ連絡セラレタシ

(ニ)滿洲國以外ヘノ獨逸國生産品輸入ノ場合ノ決済——滿洲國關係當業者ニシテ其ノ關係セル事業及ヒ取引ニ關シ主トシテ滿洲國以外ニ於テ使用乃至消費ノ目的ニテ獨逸國生産品ノ輸入ヲ爲サントスル場合ハ在獨特別勘定ヲ利用スル事トナリ居ルニ就キ前項同様右ノ豫メ滿洲國政府(外交部通商司)若クハ駐獨滿洲國通商代表ニ連絡セラレ度シ

(ホ)特別勘定利用ト獨逸國爲替管理法ノ關係——獨逸國ノ爲替管理法ニ於テハ輸出ノ對價タル外國爲替ハ總テ「ライヒス」バンク」ニ集中スヘキモノナルトコロ正金銀行特別勘定ヲ利用シソレヨリ支拂ハレタル「ライヒス」バンク」自由マルク支拂ヒ」ト認メラレ何等拘束ヲ受

滿洲貿易協定ニ關スル業務者注意事項

ケス

(一)獨逸國生産品ノ輸入手續——獨逸國生産品ノ輸入手續ニ關シテハ別途爲替管理法ニ基キ公布セララルヘキ財政部令及ヒ關東局令ヲ参照セラレ度シ

三、其他ノ注意事項

(イ)滿洲國取引ニ關シ紛争等ヲ惹起セシ場合ハ在獨通商代表ニ於テ出來得ル限リ斡旋ニ當ル管ニ就キ常ニ之ト連絡シ利用アリ度シ

(ロ)滿洲國取引ニ關シ照會事項アラハ兩國當該官憲(外交部、財政部、實業部、稅關)兩國通商代表及ヒ正金銀行支店若クハ代理店ニ連絡アリ度シ

【參考】

對獨爲替統制ニ關スル件

(康德三年五月二十九日)
滿洲國財政部公布

第一條 「ドイツ」國生産品ヲ本邦又ハ關東州ニ輸入セントスルモノハ其ノ輸入代金支拂ニ付キ橫濱正金銀行トノ間ニ外國爲替ニ關スル契約ヲナス場合ヲ除クノ外其ノ輸入

代金決済方法ニツキ財政部大臣ノ許可ヲ受クルヲ要ス
 第二條 前條ノ規定ニヨリ財政部大臣ノ許可ヲ受ケントスルモノハ左記事項ヲ記載シタル正副二通ノ許可申請書ニ當該輸入品カ「ドイツ」國生産品タルコトヲ認定スルニ足ル書類ヲ添付シテ之レヲ財政部大臣ニ提出スヘシ
 一、輸入セントスル物品ノ品名、數量、價格及ヒ生産地
 二、輸出者ノ住所、職業及ヒ氏名
 三、輸入代金決済方法
 四、輸入ノ豫定期期
 五、輸入手續ヲ爲スヘキ税關名

行差入「インボイス」ノ寫シ及ヒ「ドイツ」國官憲ノ發給ニ係カル「ドイツ」國生産品タルコトノ證明書ヲ以テコレニ代フルコトヲ得銀行差入「インボイス」ノ作製ナキタメ前項ノ「インボイス」寫シヲ提出シ得サルトキハ税關ニ其事理ヲ説明シコレカ提出ノ免除ヲ受クルコトヲ得
 第五條 本令ハ關東州ニ輸入セラレタル「ドイツ」國生産品ヲ本邦ニ輸入セントスル場合ニ於テハコレヲ適用セス

附 則

本令ハ康德三年六月一日ヨリコレヲ施行ス

第三條 「ドイツ」國生産品ノ輸入手續ヲナサントスルモノハ左ノ書類ヲ輸入地税關ニ提出スヘシ
 一、輸出者ニ於テ「ドイツ」國生産品タルコトノ證明ヲ附記セル銀行差入「インボイス」ノ寫シ及ヒ輸出者カ「ドイツ」國外國爲替管理法ニヨリ「ライヒス・バンク」ニ提出シタル輸出申告書ノ寫シ
 二、輸入代金支拂ニ付イテノ橫濱正金銀行トノ外國爲替ニ關スル契約ヲ證明スル書類又ハ第一條ノ規定ニヨリ財政部大臣ノ發給シタル許可書

滿洲ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課税等ニ關スル日本國滿洲國間條約

昭和十一年六月十日
 康德三年六月十日調印

第四條 輸入者前條第一號ノ書類ヲ提出シ得サルトキハ銀

大日本帝國政府ハ昭和七年九月十五日調印ノ日本國滿洲國

間議定書ノ趣旨ニ據リ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進シ且ツ

令ニ服スヘシ

日滿兩國間ニ現在スル緊密不可分ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲メ現ニ日本國カ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ漸進的ニ撤廢シ且ツ南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ調整乃至移讓スルコトニ決シタルニ因リ

滿洲帝國政府ハ右日本國政府ノ決定ヲ多トスルト共ニ之ニ對應シテ日滿兩國臣民ノ滿洲國領域内ニ於ケル融合發展ヲ確保増進スルノ必要ナルヲ認メタルニ因リ

南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ日本國政府ハ前項ノ滿洲國法令カ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ屬地的ニ施行セラルコトヲ承認ス
 本條ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國臣民ニ比シ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ
 第三條 前二條ノ規定ハ之ヲ法人ニ適用シ得ル限リ日本國法人ニ適用スルモノトス
 第四條 本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ボササルモノトス
 第五條 本條約ハ昭和十一年七月一日即チ康德三年七月一日ヨリ實施セラルヘシ

第一條 日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ自由ニ居住往來シ農業、商工業其他公私各種ノ業務及職務ニ從事スルコトヲ得ヘク且土地ニ關スル一切ノ權利ヲ享有スヘシ
 日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ一切ノ權利ノ享有及利益ノ享受ニ關シ滿洲國臣民ニ比シ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

第六條 本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス
 右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

第二條 日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ課税、產業等ニ關スル行政法

昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ本書

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田 謙吉
滿洲帝國 外交部 大臣 張 燕 卿

附屬協定

本日滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通り協定セリ

第一條 滿洲國政府ハ從來日本國臣民ノ有スル商租權ヲ其ノ内容ニ應ジ土地所有權其他ノ土地ニ關スル權利ニ變更スル爲速ニ必要ノ措置ヲ執ルヘシ

第二條 條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國ノ課稅・產業等ニ關スル行政法令ノ範圍及其ノ適用ノ選擇ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルヘシ

前項ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ニ付滿洲國政府ニ於テ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ日本國臣民カ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スルニ至ル迄豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ノ承認ヲ經ヘシ
本條第一項ノ規定ニ依リ條約實施後直ニ協議決定セラルヘキ滿洲國法令ハ概ネ地稅、契稅、營業稅、法人營業稅

出產糧石稅、木稅、鑛業稅、鑛業登錄稅、酒稅、捲菸稅、統稅、商業登記稅、特許登錄稅、意匠登錄稅及地方稅ニ關スル課稅法令並ニ工業所有權、度量衡、計量、鑛業、市場、畜產、金融及專賣ニ關スル行政法令ニ關ラルヘシ

滿洲國政府ハ前項ニ掲クル諸稅中營業稅及法人營業稅並ニ地方稅中房捐及戶別捐ヲ日本國臣民ニ課スルニ當リテハ條約實施後當分ノ内豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ輕減稅率ヲ適用スヘク地方稅中營業稅附加捐ハ右輕減稅率ニ依ル稅額ヲ基準トスヘシ但シ條約實施後直ニ適用スヘキ輕減稅率ハ營業稅、戶別捐及個人ニ賦課スル房捐ニ付テハ原稅率ノ四分ノ一タルヘク法人營業稅及法人ニ賦課スル房捐ニ付テハ原稅率ノ三分ノ一タルヘシ

第三條 條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ノ日本國臣民ニ對スル適用及執行ニシテ司法手續ニ依ルヘキモノハ日本國臣民カ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スルニ至ル迄日本國領事官ニ於テ之ヲ行フモノトス

前項ノ場合ニ於テハ日本國領事官ハ領事裁判ノ一般準則ニ從ヒ滿洲國當該法令ヲ適用スヘシ但シ右法令ニ掲グル刑ノ中有期徒刑トアルハ懲役又ハ禁錮、拘役トアルハ懲

役若ハ禁錮又ハ拘留、罰金トアルハ罰金又ハ科料、過怠金トアルハ過料ト看做シテ之ヲ適用スヘシ

本條ノ規定ニ依リ罰金、科料、過料又ハ沒收ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ罰金、科料、過料又ハ沒收物ハ滿洲國政府ニ歸屬スヘシ

第四條 日本國政府ハ別ニ滿洲國政府ト協定スル所ニ從ヒ遲クモ昭和十二年十二月三十一日即チ康德四年十二月三十一日迄ニ滿洲國領域内ニ於ケル行政警察ヲ撤廢又ハ移讓スヘク右撤廢又ハ移讓ニ至ル迄ハ條約第二條ノ滿洲國法令中課稅ニ關スルモノ及特ニ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アルモノハ同附屬地ニ施行セラレサル

ヘシ右ノ特ニ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アル法令ノ範圍ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルヘシ
滿洲國政府ハ前項ノ規定ニ應ミ其ノ警察制度ヲ整備スヘク且關係日本側ノ施設及職員ノ引繼ニ付必要ナル準備ヲ爲スヘシ

日本國政府ハ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ヲ移讓ニ至ル迄同附屬地内外ニ於ケル日本國臣民ノ課稅上ノ負擔均衡ヲ確保スル爲條約實施ノ日ヨリ滿洲國カ日本國臣

民ニ課スル國稅ト成ルヘク同様ノ課稅ヲ同附屬地ニ於テ實施スヘシ

滿洲國政府ハ日滿兩國政府カ別ニ協定スル所ニ從ヒ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル南滿洲鐵道株式會社ノ土木、教育衛生等ニ關スル施設ノ處理ヲ經タル後ニ非サレハ同附屬地ニ於テ地方稅ヲ課セサルヘシ

第五條 條約第二條ノ規定ニ依リ滿洲國法令カ南滿洲鐵道附屬地ニ施行セラレルト同時ニ滿洲國政府ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設及職員ヲ右施行當時ノ狀態ニ於テ引繼クヘシ

第六條 條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ニ關スル滿洲國當該官憲ノ行政處分ニ對シ日本國臣民ニ於テ不服アルトキハ滿洲國政府ハ之カ教正ニ付適當ナル措置ヲ講スヘシ

第七條 本協定ノ條項ニ從ヒ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラレタル事項及滿洲國政府カ同大使ノ承認ヲ經タル事項ハ夫々日滿兩國ノ官報ニ公示セラレヘシ

第八條 本協定ハ條約ト同時ニ實施セラレヘシ

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約
及附屬協定ニ關スル日滿兩國全權委員間了解事項

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ
昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ之ヲ
作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田 謙吉
滿洲 帝國 外 交 部 大 臣 張 燕 翹

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ
居住及滿洲國ノ課稅等ニ關ス
ル日本國滿洲國間條約及附屬
協定ニ關スル日滿兩國全權委
員間了解事項

第一 條約第一條ニ付

未開放地ニ於テ日本國臣民カ土地ニ關スル權利ヲ取得
スル場合ニハ滿洲國當該官憲ノ許可ヲ要スルモノトス

第二 條約第二條ニ付

一、滿洲國政府ハ滿洲國領域内ニ於テ現ニ日本人居留民
團體カ日本國臣民ノ教育事業ヲ經營シ居ルノ事情ニ鑑
ミ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外
交部大臣トノ間ニ協議決定セララルル所ニ從ヒ日本國臣

民ノ教育事業ニ要スル費用ヲ毎年分擔スヘシ
二、滿洲國政府ハ現行租稅制度ヲ更ニ整備スヘシ
三、滿洲國政府ハ條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ
服スヘキ滿洲國法令ノ適用ニ當リ日本國臣民カ日本國
法令又ハ慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護
ニ付必要ナル措置ヲ講スヘシ

第三 附屬協定第四條ニ付

南滿洲鐵道附屬地内ニ於テ生産セラレ同附屬地外ニ於テ
消費セラルル物品及同附屬地外ニ於テ生産セラレ同附屬
地内ニ於テ消費セラルル物品ニ對スル消費稅ノ賦課徵收
ニ關シテハ日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定スヘシ
昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ

植田 謙吉
張 燕 翹

【參考】

「滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ
居住及滿洲國ノ課稅等ニ關ス
ル日本國滿洲國間條約」調印ニ
關スル外務當局談

(昭和十一年六月十日發表)

昨年八月九日ノ陽議テ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南
滿洲鐵道附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ關スル大綱方針カ
決ツタコトハ當時公表セラレタカ、爾來政府ニ於テハ右根
本方針ニ基イテ關係各廳ヲシテ其ノ具體的方策ヲ攻究セシ
メ、一方滿洲國側ニ於テモ銳意諸制度ノ改善ニ努メテ來タ
結果、最近ニ至ツテ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及滿鐵
附屬地行政權ノ調整乃至移讓ノ第一歩トシテ、滿洲國ノ課
稅及產業等ニ關スル法令ヲ在滿日本人ニ適用スルコトヲ承
認スル氣運カ熟シタノテ、政府ハ滿洲國政府ト交渉ノ結果
本日ヲ以テ「滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ
課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約」ニ調印ノ運ヒトナル
ニ至ツタ次第ナル。

本條約ハ條約、附屬協定及了解事項カラ成ツテ居ルモノデ
アルカ、先ツ條約ノ第一條ニ於テハ治外法權撤廢及附屬地
行政權ノ調整乃至移讓ノ前提條件トシテ、日本國臣民カ滿
洲國全領域ニ於テ、自由ニ居住往來シ、農商工業ヲ初メ公
私一切ノ職務、業務ニ從事スルコトカ出來ルコト及土地所
有權等土地ニ關スル一切ノ權利ヲ享有スヘキコト並ニ日本
國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ權利利益ノ享有ニ付滿洲國

臣民ニ比シ不利利益ナル待遇ヲ受ケルコトナカルニ旨ヲ明
定シテ居ル。此ノ規定ハ元來治外法權ノ撤廢ト表裏ヲ爲ス
關係ニアル所謂内地開放ヲ確保スル支キテナク、更ニ進
テ日滿間ノ特殊不可分の關係ニ鑑ミテ日本人ハ滿洲國ニ於
テ全然滿洲國人ト同様ノ立場ヲ公私各種ノ業務及職務ニ從
事シ、土地所有權等土地ニ關スル權利其他一切ノ權利利益
ヲ享有シ得ルコトトシタノテアル。今日迄日本人ハ條約上
ノ權利トシテハ僅ニ大正四年ノ條約ニ依ツテ南滿洲ノ地域
ニ於テノ自由ニ居住往來シ、商工業其他各種ノ業務ニ從
事スルコトヲ得タルニ過キス、且右地域内ニ於テモ土地ニ
關スル權利トシテハ商租權ノ如キ不完全ナルモノヲ獲得シ
得ルニ過キナカツタノテアルカ、今回ノ條約締結ニ依リ、日
本人ハ滿洲國ノ全領域ニ於テ公私一切ノ業務職務ニ從事カ
出來且土地ノ所有權迄獲得出來ルコトヲ條約上保障セラレ
ルコトトナツタ次第ナル。之ハ日滿兩國ノ様ナ特殊不可
分の關係上、將又滿洲國ノ建國ノ理想タル五族協和ノ精神
ヨリ初メテ實現シ得ル事柄ナルコトハ勿論ナル。

條約ノ第二條テハ日本國臣民ハ滿洲國ノ課稅產業其他ニ關
スル行政法令ニ服スヘキコト及右法令ハ滿鐵附屬地ニ在リ

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約
調印ニ關スル外務當局談

テハ屬地的ニ適用セラルヘキコトヲ規定シテ居ルカ、之ハ從來日本國臣民カ條約上服シテ居ナカツテ法令ニ服スルコトニナルノテ、即チ治外法權ノ一部撤廢附屬地行政權ノ一部移讓トナルノテアル。此ノ點ハ治外法權ノ漸進的撤廢及附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ關スル根本方針及現地ノ實情ニ鑑ミ、先ツ第一步トシテ課稅、產業等ニ關スル法令ノ適用ヲ認ムルコトヲ適當ト認メタル結果テアル。

附屬協定ニ於テハ、先ツ條約ノ規定ニ依ツテ日本國臣民カ如何ナル滿洲國法令ニ服スルカ、又如何ニシテ適用セラルルカハ其ノ適用ノ程度豫メ駐滿帝國大使ト滿洲國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラレテ、官報ニ告示セラルヘキモノナルコトヲ明カニシ、條約實施後直ニ即チ來ル七月一日カラ日本人ノ服スヘキ滿洲國ノ課稅、產業其他ノ行政法令ノ種類ヲ掲ケテ其ノ範圍ヲ明確ニシ且條約實施後當分ノ内日本國臣民ニ對シテハ課稅中營業稅等ニ付テ原稅率ノ三分ノ一乃至四分ノ一ノ輕減稅率ヲ適用スルコトヲ明定シテ、在滿日本國臣民ノ經濟生活ニ急激ナ變動ヲ與ヘナイコトトシテ居ル。而シテ條約實施後即チ來ル七月一日カラ在滿日本國臣民ニ服スヘキ滿洲國法令ノ範圍及輕減稅率ハ別表ノ通りテアル。又日本國臣民カ其ノ服スヘキ滿洲國法令ニ違反シタ場合同

法手續ニ依リ處分ヲ要スヘキモノニ付テハ、之ヲ日本國ノ領事裁判ニ於テ處分スヘキコトヲ規定シ、日本國臣民カ滿洲國官憲ノ行政處分ニ對シテ不服カアルトハ滿洲國政府ハ之カ救正ニ付テ適當ナ措置ヲ講スヘキコトヲ規定シテ居ルカ、之等ハ何レモ滿洲國ノ法令ノ適用カ公正且圓滑ニ行ハルルコトヲ保障シタ次第テアル。

更ニ附屬地協定第四條ニ於テハ滿鐵附屬地ヲ含ム滿洲國全領域ニ亘ル行政警察カ昭和十二年末迄ニハ撤廢又ハ移讓セラルヘキコト、滿鐵附屬地ニ於テハ右行政警察ノ移讓ニ至ル迄ハ滿洲國側ニ於テ課稅セシ日本側ニ於テ課稅スルコト及同附屬地ニ於ケル行政警察ト特ニ關係アル滿洲國法令ハ右時期迄之ヲ同附屬地ニ適用セサルコト並ニ同附屬地ニ於テハ地方稅ハ滿鐵會社ノ教育、土木、衛生等ニ關スル行政施設ノ處理ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ課セサルコト等ヲ規定シテ居ル。

又了解事項ニ於テハ滿洲國政府カ日本國臣民ノ教育事業ニ要スル經費ヲ分擔スヘキコト、滿洲國ハ更ニ現行租稅制度ヲ整備改善スルコト、滿洲國法令ノ適用ニ當ツテハ日本國臣民カ日本國法令又ハ慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護ニ付必要ナル措置ヲ講スヘキコト等ヲ規定シ、以

テ本條約實施後ノ日本人居留民ノ經濟的安住發展ヲ確保シテ居ル次第テアル。

要之本條約ハ條約ノ前文ニモ明記セラレテ居ル通り滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進シ且日滿間ノ特殊不可分の關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシメンカ爲ニ日本カ課稅產業其他ニ付治外法權ノ漸進的撤廢及附屬地行政權ノ一部移讓ヲ爲スコトヲ明ニシ、之ニ對シテ滿洲國ハ滿洲國全領域ニ於テ日本國臣民カ自由ニ居住往來スルコト、農工商其他公私一切ノ職務及業務ニ從事スルコト及土地所有權其他各種權利ヲ享有スルコト等ニ付全然滿洲國人ト同様ノ立場ニ置キ、以テ日滿兩國國民ノ融合發展ヲ確保増進シ、更ニ滿洲國ノ建國ノ理想達成ニ寄與セントスルモノテアル。

(附表)「滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及

滿洲國ノ課稅等ニ關スル條約」ニ基キ日本

國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令及日本國臣民

ニ對スル輕減稅率

第一、昭和十一年七月一日即チ康德三年七月一日カラ日本

國臣民又ハ日本國法人ノ服スルコトトナル滿洲國法令ハ

大體左ノ通りテアル。

一、課稅ニ關スルモノ

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約
調印ニ關スル外務當局談

地稅ニ關スル法令

契稅ニ關スル法令

營業稅ニ關スル法令

法人營業稅ニ關スル法令

出產積石稅ニ關スル法令

木稅ニ關スル法令

礦業稅ニ關スル法令

礦業登錄稅ニ關スル法令

酒稅ニ關スル法令

捲菸稅ニ關スル法令

統稅ニ關スル法令

商業登記稅ニ關スル法令

特許登錄稅ニ關スル法令

意匠登錄稅ニ關スル法令

地方稅ニ關スル法令

二、產業等ニ關スルモノ

工業所有權ニ關スル法令(例ヘハ商標、特許、意匠ニ

關スル法令ノ如キモノ)

度量衡ニ關スル法令

計量ニ關スル法令

鑛業ニ關スル法令
市場ニ關スル法令（例ヘハ中央卸賣市場、家畜交易市場ニ關スル法令ノ如キモノ）
畜産ニ關スル法令（例ヘハ賽馬ニ關スルモノ）
金融ニ關スル法令（例ヘハ貨幣、銀行、彩票、産金買上、爲替管理ニ關スル法令ノ如キモノ）
專賣ニ關スル法令（例ヘハ石油專賣、阿片專賣ニ關スル法令ノ如キモノ）

第七、地方税中房捐ハ當分ノ中日本國區民ニ對シテハ法定税率ノ四分ノ一、日本國法人ニ對シテハ法定税率ノ三分ノ一ノ税率ヲ適用スル

【參考】

滿洲國政府ノ聲明

（康德三年六月十日發表）

第二、第一ノ滿洲國法令中課税ニ關スルモノ及特ニ滿鐵附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アルモノ（例ヘハ度量衡、計量、賽馬、金融、專賣ニ關スル法令ノ如キモノ）ハ行政警察ノ移讓ニ至ル迄滿鐵附屬地ニ施行セラレナイ
第三、營業税ハ當分ノ内日本國區民ニ對シテハ法定税率ノ四分ノ一ノ税率ヲ適用スル
第四、法人營業税ハ當分ノ内日本國法人ニ對シテハ法定税率ノ三分ノ一ノ税率ヲ適用スル
第五、地方税中個人營業税附加捐及法人營業税附加捐ハ夫々輕減セラレタ本税額ヲ基準トスル
第六、地方税中戸別捐ハ當分ノ内日本國區民又ハ日本國法人ニ對シテハ法定税率ノ四分ノ一ノ税率ヲ適用スル

今般帝國政府ト日本帝國政府トノ間ニ帝國ニ於ケル日本國區民ノ居住及ヒ帝國ノ課税等ニ關スル條約ヲ締結シタルカ右條約ハ大同元年九月十五日調印ノ日滿議定書ノ趣旨ニヨリ友邦カ帝國ノ健全ナル發達ヲ促進シ且ツ日滿兩帝國ノ緊密不可分ナル關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシメンカ爲メ其ノ治外法權ヲ撤廢シ及ヒ南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ移讓スルニ決シ、其ノ第一次的處置トシテ先ツ日本國區民ノ課税、産業等ニ關スル帝國ノ行政法令ニ服スヘキコトヲ承認シタルモノニシテ、帝國政府ハ友邦ノ好意的措置ニ對シ感佩ニ堪ヘサル所ナリ
抑モ帝國ハ五族ノ協和ニ依ル王道樂土ノ建設ヲ以テ建國ノ理想トナシ、日滿兩帝國ノ一體不可分ナル關係ヲ鞏固ニシ

東亞ノ安定ニ貢獻スルヲ以テ立國ノ基礎ト爲セリ

妥ヲ以テ肇國以來之ヲ内ニシテハ地方制度ヲ確立シ、司法制度ヲ整備シ、税制幣制ヲ統一シ、産業ヲ振興シ、資源ヲ開發シ、教育ヲ普及シ、兵警ヲ訓練シ、匪禍ヲ肅清スル等凡ユル施設ノ實功ハ總テ五族ノ融和協力ニ俟タサルモノナク之ヲ外ニシテハ國防ヲ嚴ニシ獨立ヲ愈々鞏固ニシタルハ日滿兩帝國ノ一體不可分ノ關係ニ倚賴セスト云フコトナシ然ル所更ニ今次條約ノ締結ニ依リ帝國内ニ居住スル日本人ハ他ノ民族ト其ノ權利ヲ平等ニシ其ノ義務ヲ公平ニシ帝國ノ構成分子タルノ實愈々揚リ、斯クテ始メテ五族ハ眞實ニ其ノ憂樂ヲ同ウシ其ノ利害ヲ均ウシ心志齊一相提携シテ與ニ建國ノ鴻業ニ邁進スルコトヲ得ヘク、帝國政府ノ洵ニ慶賀措ク能ハサルモノアリ、客歲四月

基礎ヲ奠定シ、東亞ノ安定ニ貢獻スヘク夙夜懈ラス努力スル所アラントス
康德三年六月十日
滿洲帝國國務總理大臣 張景惠

皇帝陛下親シク日本帝國ヲ訪ハセ給ヒ、皇室ニ對シテ積年ノ慕忱ヲ伸ヘサセラレ、回鑾ノ後大詔ヲ三千萬民衆ニ頒發セラレテ曰ク爾來庶等當ニ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定スヘシト、日本帝國今次ノ措置ハ日滿兩帝國區民ヲシテ益々協力融和ニ競ハシメ、一體不可分ノ關係ヲ如實ニ鞏固ナラシムル所以ニシテ、帝國ハ凡ユル守國ノ遠圖經邦ノ長策ヲ當ニ日本帝國ト同心協力シ、以テ兩國永久ノ

集文公及約條 支那及滿洲關係 增補

昭和十一年六月廿四日印刷
昭和十一年六月廿七日發行

不許複製

著者 牛澤 玉城

東京市麹町區丸の内三ノ十

發行所 牛澤 玉城

東京市麹町區丸の内三ノ十

印刷者 牛澤 玉城

東京市赤坂區新町三ノ七

印刷所 武關 印刷所

【發行所】

外交時報社 東京丸の内五號館
電話九八〇六 電報掛東京五一六六

定價六圓

AC 80 14146

登錄番號

分類

B 2

34

支那及滿洲關係
條約及公文集

外交時報社 著

氏名	貨	返	氏名	貨	返

AC 80

登錄番號

分類

B 2

34

東亞研究所藏書

Doc # 2207

SA 10.044B

Sik 40.

#9

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

DOC. No. 2207

24 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Treaties and Public Documents
relating to China and Manchuria 1869-1936

Date 27 June 1936 Original (x) copy ()
Language: Japanese

Has it been translated? Yes () No (x)
Has it been photostated? Yes () No (x)

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)
Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Treaties between Japan and China, Manchuria, America, Britain and Russia are included in this book, which covers 1869-1936. The treaties are of various types, i.e., commercial, amity, truce, etc. Also includes government announcements on important events, such as, separation from League of Nations, SHANGHAI Truce, etc.

Analyst: T/5 Yamamoto

Doc. No. 2207

2207

S. A. No. 10044B

N.Y.

Sack No. 40.

Item No. 9.

Title. Collection of treaties and official documents which have relations with China and Manchoukuo.

Editor. GAIKŌJIHŌSHA (Diplomatic Times Company), Marunouchi, Tokyo.

Time. June 27, 1936.

only
I wrote the matters which have relations between China, Manchoukuo and Japan. Because the others have relations with other countries — Britain, America, Russia, etc.

1. The treaty of amity between Japan and China, July 29, 1871.
2. The treaty of commerce and navigation and its protocol, July 21, 1896.
3. The agreement regarding the establishment of the Dairen Custom.
4. The exchanged treaties and its annexed protocols

1881
2207
regarding the Formosa Incident, Oct. 31,
1874

5. The Tienchin Treaty and its annexed official document, April 18, 1885.
6. The truce treaty between Japan and China, March 30, 1895.
7. The peace treaty between them, April 17, 1895.
8. The official document regarding the delivery of Formosa, June 2, 1895.
9. The treaty regarding the retrocession of the South of Mukden Province, Nov. 8, 1895.
10. The treaty between Japan and China regarding Manchuria after the Russo-Japanese war, Dec. 22, 1895.
11. The exchanged official document regarding the non-cession of Fu Hsian Province, April 22, 1898.
12. Regulations of the Sino-Japanese joint Au-lu-Kiang River Lumber company.
13. The preparatory treaty of the

- loan of the four Mongolian-Manchurian railways, Sep. 28, 1918.
14. The Sino-Japanese treaty, May 25, 1915.
 15. The military agreement between Japan and China for their mutual defence against their enemy, May 16, 1918.
 16. The exchanged official documents regarding the management of the problems in Shantung Province, Sep. 24, 1918.
 17. The official document regarding the agreement of the Tsinan Incident, March 28.
 18. The first statement of the Japanese government regarding the Manchurian Incident, Sep. 24, 1931.
 19. The second statement of the Japanese government regarding the Manchurian Incident, Oct. 26, 1931.
 20. The third statement of the Japanese government regarding the Manchurian Incident, Dec. 27, 1931.
 21. The exchanged official documents

2207

between Japan and the League of Nations, Nov. 7, 1931. (Page 6.)

22. The notifications of the Council of the League of Nations, and the replies of the Japanese government, Sep. 25, 1931.

23. The Imperial Rescript on the Japanese separation from the League of Nations, March 27, 1933. P144.

24. The announcement of the Prime Minister regarding the separation, March 27, 1933. P145.

25. The notification of the Imperial government regarding the separation, March 27, 1933. P146.

26. The announcement of the Japanese government in regard to the Shanghai Incident and the detachment of the Japanese army to Shanghai. Feb. 7, 1932. P 150.

27. the Armistice Pact of the Shanghai Incident, May 5, 1932.

28. The notification of the American government to Japan regarding the Manchurian Incident, Sep. 24, 1931, and the Japanese reply for

it, Sep. 27, 1931. P 163.

29. The exchanged official documents between Japan and China with regard to the Japanese force's withdrawal from Manchuria, Nov. 17, 1931. P 172.

30. The declaration of the Manchoukuo's foundation, March 1, 1932.

31. The declaration of the Manchoukuo's empire system enforcement, March 1, 1934.

32. The announcement of the Japanese government regarding the Japanese recognition of Manchoukuo. Sep. 15, 1932.

33. The treaty between Manchoukuo and U. S. S. R. with regard to the transfer of U. S. S. R.'s right for Manchoukuo about the North Manchurian Railway (the East China Railway), March 23, 1935. P 77.

by KOIZUMI Junji.